

資料 1-4

(案)

第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画

計画期間 令和 7 年度～令和 11 年度

令和 7 年 3 月

小樽市

はじめに

全国的に進む少子化や子育て家庭の孤立化などといった子どもや家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、国は、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年に子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を実施しています。

本市においても、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画（計画期間平成27年度～平成31年度）」を、令和2年3月には「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画（計画期間令和2年度～令和6年度）」をそれぞれ策定し、市内の保育所・幼稚園・認定こども園等の入所定員の確保のほか、医療費や保育料など子育てに関わる家計負担の軽減、保育環境の改善や保育士確保策の実施、さらには安全で安心して過ごせる子どもの居場所の充実など、子ども・子育て支援の施策の推進に取り組んでまいりました。

この度、第二期計画が終期を迎えることから、これまで取り組んできた子育て施策を引き継ぎながら、更に充実を図るため「第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画（計画期間令和7年度～令和11年度）」を策定いたしました。本市の第7次総合計画におけるまちづくりテーマのひとつである「安心して子どもを生み育てることのできるまち」を実現するため、本計画の基本理念を「安心して子どもを生み育て、子どもの豊かな心と未来を育むことができるまち おたる」と掲げております。子育て世代が安心して子どもを生み育てることができる、そして、子どもたちが自立した個人として等しく健やかな成長が図れるよう、引き続き、本計画に沿った子ども・子育て支援施策に取り組んでまいります。

本計画の策定に際しましては、令和5年12月に「小樽市子ども・子育て支援アンケート」を実施したほか、子育て中の市民や子育て支援関係者で構成する「小樽市子ども・子育て会議」の開催を通じて、たくさんの御意見をいただき、参考とさせていただきました。アンケートに御協力いただいた市民の皆様やパブリックコメントで御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、計画策定に御尽力いただきました関係者の皆様に深く感謝し、心から御礼を申し上げます。

今後も子どもを生み育てやすい環境づくりの充実に向けて、施策の推進に努めてまいりますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

小樽市長　迫　俊哉

目 次

第1部 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の内容	6
5 子ども・子育てをめぐる動き	8
第2部 子ども・子育ての現状と今後	13
1 子ども・子育てを取り巻く環境	13
2 第二期子ども・子育て支援事業計画の評価	24
3 ニーズ調査の結果	38
4 今後の課題	38
第3部 計画の考え方	41
1 基本理念	41
2 基本方針	41
第4部 事業計画	47
1 教育・保育提供区域の設定	47
2 教育・保育の需要量の見込みと確保方策（提供体制）	47
3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策（提供体制）	49
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	72
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	73
6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	73
7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	73
8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	76
9 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携	76
10 放課後児童対策について	77
11 子どもを地域で守る取組について	78

第5部 計画の策定・推進	83
1 計画の策定・推進体制.....	83
2 関係機関との連携	83
3 計画の達成状況の点検・評価・見直し	83
資料編	87
1 小樽市子ども・子育て会議条例	87
2 用語説明.....	89

第1部 計画の概要

第1部 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国では、少子化に歯止めをかけ、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成24年に子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」）が成立し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

本市においても、平成27年3月に「第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、以降「子どもを生み育てやすい環境づくりと子どもの健やかな成長を図ります。」を基本理念として、全ての子どもが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てられる環境となるよう子育て支援を行ってきました。

現在、わが国では、急速な少子化、児童虐待、ヤングケアラー、自殺者数の高止まりなど、子ども・子育てをめぐる様々な課題に直面しています。

このような課題を解決するほか、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月に施行され、また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

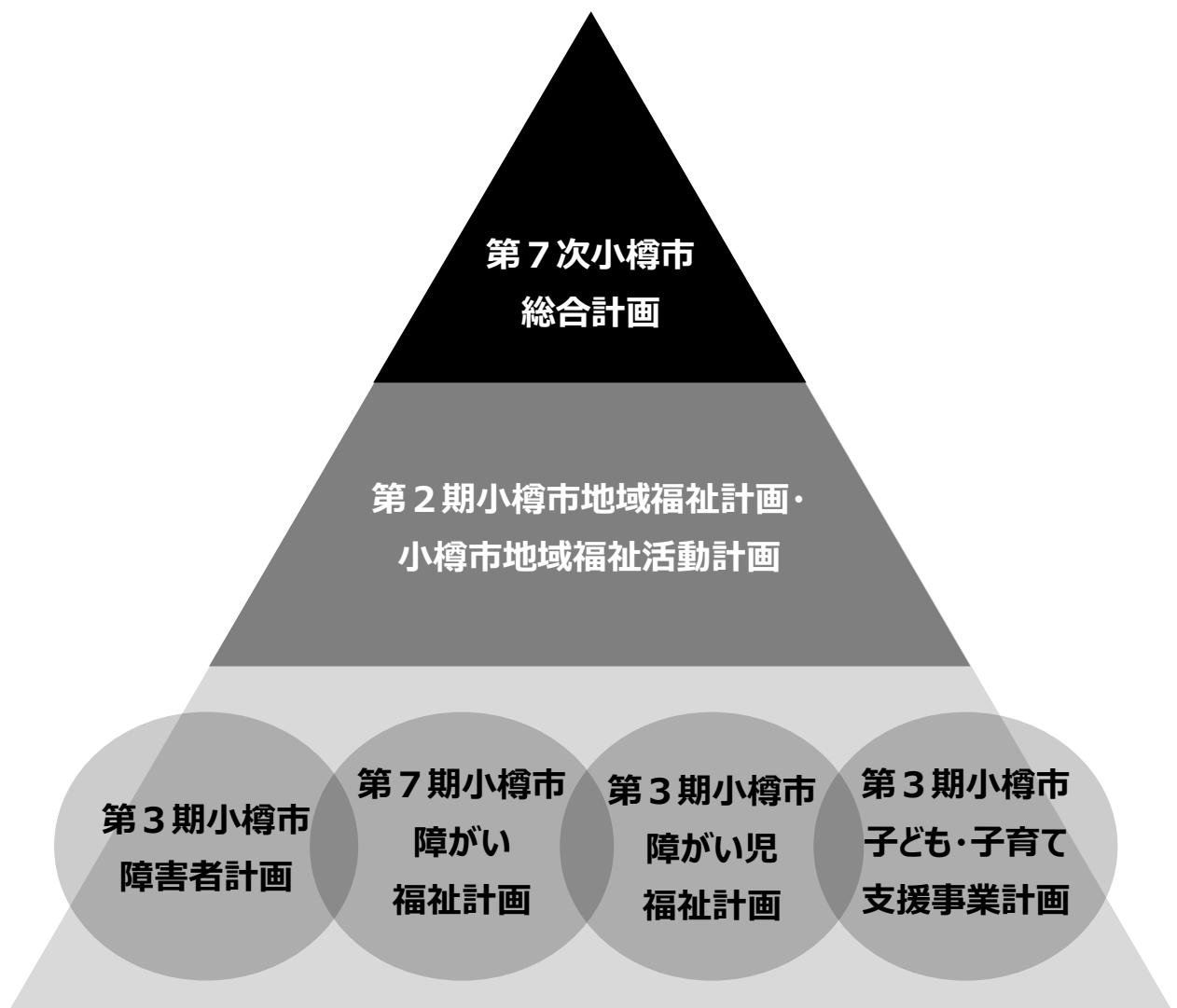
さらに、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、令和7年度に子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が創設され、令和8年度に児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が創設されることになります。

このような背景の中、本市では、令和2年3月に策定した「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で完了することから、「第二期計画の評価」から見えた課題や子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律を勘案した上で、引き続き、計画的に子育て支援策を推進するため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられています。

また、「第7次小樽市総合計画」及び「第2期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画」を上位計画と位置づけ、「第3期小樽市障害者計画」、「第7期小樽市障がい福祉計画」、「第3期小樽市障がい児福祉計画」など、他の関連計画との整合性を図り策定します。



3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小樽市次世代育成支援行動計画（後期実施計画） ^{※1}					第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画				

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画					第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画				

※ 1 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画は、平成27年度から策定が任意化され、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することが可能となりました。本市の子ども・子育て支援事業計画は、第一期計画より、小樽市次世代育成支援行動計画の内容を継承した計画として策定しており、第三期計画も、引き続き、小樽市次世代育成支援行動計画の内容を継承した計画として策定します。

4 計画の内容

(1) 計画の全体像

本計画は、次に掲げる教育・保育施設等の整備や地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うため、幼児期の教育・保育や子育て支援のニーズを把握し、事業の需要量の見込み及び確保方策（提供体制）を策定するものです。

幼児期の教育・保育		地域子ども・子育て支援事業（19事業）
教育・保育施設＜施設型給付＞		(1) 利用者支援事業
・幼稚園 ^{※1}		(2) 地域子育て支援拠点事業
・認定こども園		(3) 妊婦健康診査事業
・保育所		(4) 産後ケア事業 新規
地域型保育事業＜地域型保育給付＞		(5) 乳児家庭全戸訪問事業
・小規模保育		(6) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
・家庭的保育		(7) 妊婦等包括相談支援事業 新規
・事業所内保育		(8) 子育て世帯訪問支援事業 新規
・居宅訪問型保育		(9) 児童育成支援拠点事業 新規
私学助成を受ける従来型の幼稚園、預かり保育や認可外保育施設等		(10) 親子関係形成支援事業 新規
<子育てのための施設等利用給付>		(11) 子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)
・私学助成を受ける従来型の幼稚園		(12) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
・以下の施設での預かり保育事業		(13) 一時預かり事業
幼稚園 ^{※2} 、認定こども園（幼稚園部分）		(14) 乳児等通園支援事業 新規 (こども誰でも通園制度)
・認可外保育施設		(15) 時間外保育（延長保育）事業
・一時預かり事業		(16) 病児保育事業
・病児保育事業		(17) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)
・ファミリー・サポート・センター事業		(18) 実費徴収に係る補足給付事業
		(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

※ 1 私学助成を受ける従来型の幼稚園を除く

※ 2 施設型給付を受ける幼稚園と私学助成を受ける従来型の幼稚園のいずれも該当

■ 幼児期の教育・保育

子ども・子育て支援新制度では、幼児期の教育・保育を一体的に推進するため、2つの給付制度（「施設型給付」と「地域型保育給付」）により、教育・保育施設等に対する財政支援を保障しています。

幼児期の教育・保育の必要性がある子どもについては、保育の必要性の認定を受ける必要があり、3つの認定区分^{※1}に基づいて給付が行われます。給付を確実に教育・保育施設等に要する費用に充てるため、施設等が代理で給付を受け、利用者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となっています。

また、幼稚園等での預かり保育のほか、認可外保育施設や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用についても、保育の必要性の認定を受けた場合には、無償化の対象となるための認定区分^{※2}に基づいて給付（「子育てのための施設等利用給付」）が行われます。この場合の給付は、市町村から利用者への償還払いを基本としており、利用者が利用料を施設等へ支払った後、領収証等を添えて市町村へ請求し、「施設等利用費」として支払を受ける仕組みとなっています。

市町村では、幼児期の教育・保育の必要性がある子どもについて、これらの給付を受ける施設を含めた受け皿の整備を推進するとともに、幼児教育・保育の無償化による給付について、円滑に実施するため、対象施設や都道府県等とも連携するほか、子育て環境の向上に努める必要があります。

※ 1 認定区分

区分	対象	教育・保育施設等
1号	保育を必要としない満3歳以上の幼児（3～5歳）	施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園
2号	保育を必要とする満3歳以上の幼児（3～5歳）	保育所、認定こども園
3号	保育を必要とする満3歳未満の乳幼児（0～2歳）	保育所、認定こども園、地域型保育事業

※ 2 無償化の対象となるための認定区分

区分	対象	教育・保育施設等
新1号	保育を必要としない満3歳以上の幼児（3～5歳）	私学助成を受ける従来型の幼稚園
新2号	保育を必要とする満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した幼児（3～5歳）	・認定こども園、幼稚園（満3歳入園児は新3号、3歳児クラスからは新2号）
新3号	保育を必要とする満3歳に達する日以後最初の3月31日までにある乳幼児（0～2歳）のうち、市町村民税非課税世帯の乳幼児	・認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

■ 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を支援する事業であり、子ども・子育て支援法に定められた事業や児童福祉法に定められた事業を市町村の実情に応じて実施するものです。

（2）需要量の見込みと確保方策（提供体制）について

本計画では、地理的条件、人口・交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる区域（教育・保育提供区域）を定める必要があります。また、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の各事業を実施する提供区域毎に、各年度における「需要量の見込み^{※1}」と「確保方策（提供体制）^{※2}及び実施時期」を設定します。

※1 需要量の見込み…利用見込み数。現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえて設定。

※2 確保方策（提供体制）…需要量の見込みに対する供給量（確保の状況）。提供区域内の利用定員や整備目標を設定。

5 子ども・子育てをめぐる動き

1. 子ども家庭庁の設立

令和5年4月に、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて、子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、子ども家庭庁が創設されました。

2. 子ども基本法の施行

令和5年4月に、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的とした、子ども基本法が施行されました。子ども基本法では、第3条で子ども施策の基本理念を、第9条で子ども大綱を定めることを、第10条で市町村子ども計画の策定努力義務を、第11条で子どもや若者の意見を施策に反映すること、などについて定めています。

3. 子ども大綱の閣議決定

国は、令和5年12月に、子ども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「子ども大綱」を閣議決定しました。子ども大綱は、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱が一元化されており、子ども家庭庁のリーダーシップの下、「子ども大綱」に基づき、政府全体で子ども施策を推進していくこととなっています。

4. 児童福祉法等の一部改正

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律は、子育て世帯への支援を更に強化し、児童の権利を擁護する児童福祉施策を進めるため、市町村において、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う子ども家庭センター設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、子育て家庭への支援の充実等を行う、といった内容となっています。これにより、「子育て短期支援事業」の拡充、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新設されました。

5. 子ども・子育て支援法等の一部改正

令和6年6月に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、子ども・子育て世帯への支援に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設することとなりました。

表 近年の子ども・子育てをめぐる動き

法律・制度等		内 容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法関連3法施行	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定 子どもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困対策に関する大綱（第2次）改定	<ul style="list-style-type: none"> ・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年 (2020 年)	少子化社会対策大綱（第4次）改定	<ul style="list-style-type: none"> ・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年 (2021 年)	子供・若者育成支援推進大綱 (第3次) 改定	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和 4 年 (2022 年)	児童福祉法等の一部改正（令和 4 年 6 月 8 日）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村における要保護児童等への包括的かつ計画的な支援 ・児童福祉及び母子保健への支援を行うこども家庭センターの市町村へ設置の努力義務化 ・子ども家庭福祉分野の認定資格創設 ・子育て家庭への支援の充実
令和 5 年 (2023 年)	こども家庭庁の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設
	こども基本法成立	<ul style="list-style-type: none"> ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対する子ども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
	こども大綱の閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱の 3 大綱を一元化
	こども未来戦略の閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す

令和6年 (2024年)	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和17年（2035年）3月末までの時限立法が再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正 (令和6年6月5日)	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育ての推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

第2部 子ども・子育ての現状と今後

第2部 子ども・子育ての現状と今後

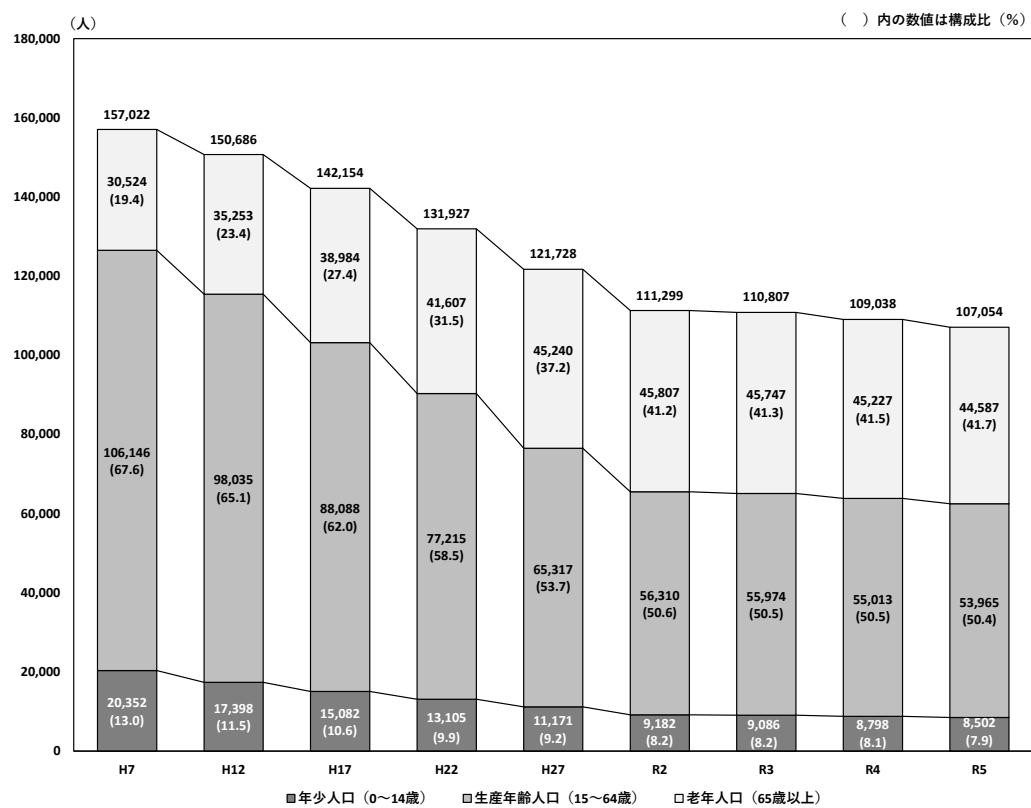
1 子ども・子育てを取り巻く環境

(1) 人口と世帯の状況

① 人口・年齢別人口の推移

本市の人口は、住民基本台帳では、昭和 39 年 9 月の 207,093 人をピークに減少しており、令和 5 年 9 月末には 107,054 人となりました。年齢別にみた内訳は、年少人口（0～14 歳）が 8,502 人、生産年齢人口（15～64 歳）が 53,965 人、老人人口（65 歳以上）が 44,587 人です。

また、年齢別人口の構成比は、近年横ばい傾向がみられるものの、全体としては、年少人口と生産年齢人口は減少傾向が続いており、老人人口は増加傾向にあることから、少子高齢化が進んでいます。



資料：総務省統計局「国勢調査」（令和 3 年以降は小樽市「住民基本台帳」9 月末現在）

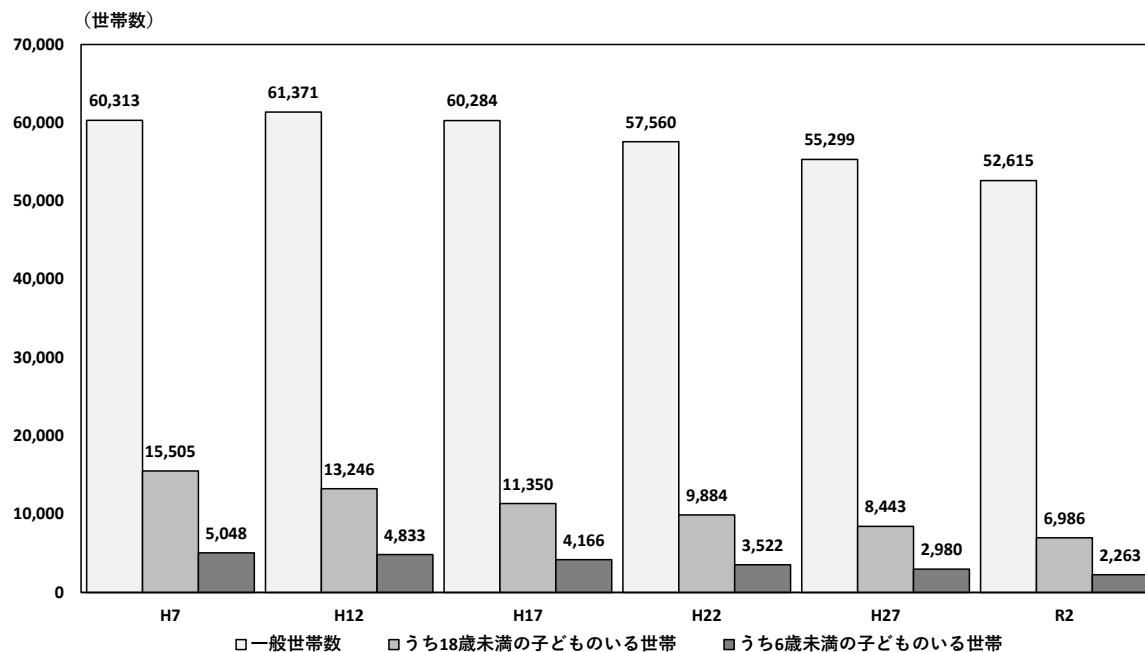
年齢別人口比

	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)
年少人口 (0～14 歳)	13.0	11.5	10.6	9.9	9.2	8.2	8.2	8.1	7.9
生産年齢人口 (15～64 歳)	67.6	65.1	62.0	58.5	53.7	50.6	50.5	50.5	50.4
老人人口 (65 歳以上)	19.4	23.4	27.4	31.5	37.2	41.2	41.3	41.5	41.7

資料：総務省統計局「国勢調査」（令和 3 年以降は小樽市「住民基本台帳」9 月末現在）

② 世帯数の推移

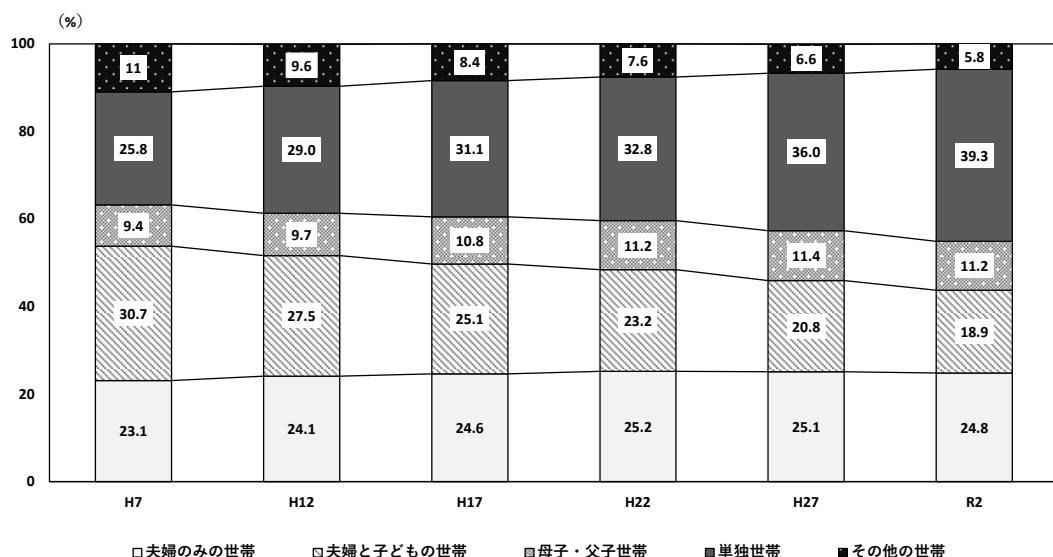
本市の一般世帯^{※1}数は減少傾向にあります。平成7年から令和2年にかけて一般世帯のうち「18歳未満の子どものいる世帯」と「6歳未満の子どものいる世帯」は、ともに約55%減少しています。



資料：総務省統計局「国勢調査」

③ 世帯構成比の推移

本市の一般世帯の構成比は、世帯人員が一人の単独世帯が、平成7年から令和2年にかけて13.5ポイント増加しています。一方、「母子・父子世帯」と「夫婦と子どもの世帯」を合わせた子どものいる世帯が占める割合は、減少傾向が続いているです。



資料：総務省統計局「国勢調査」

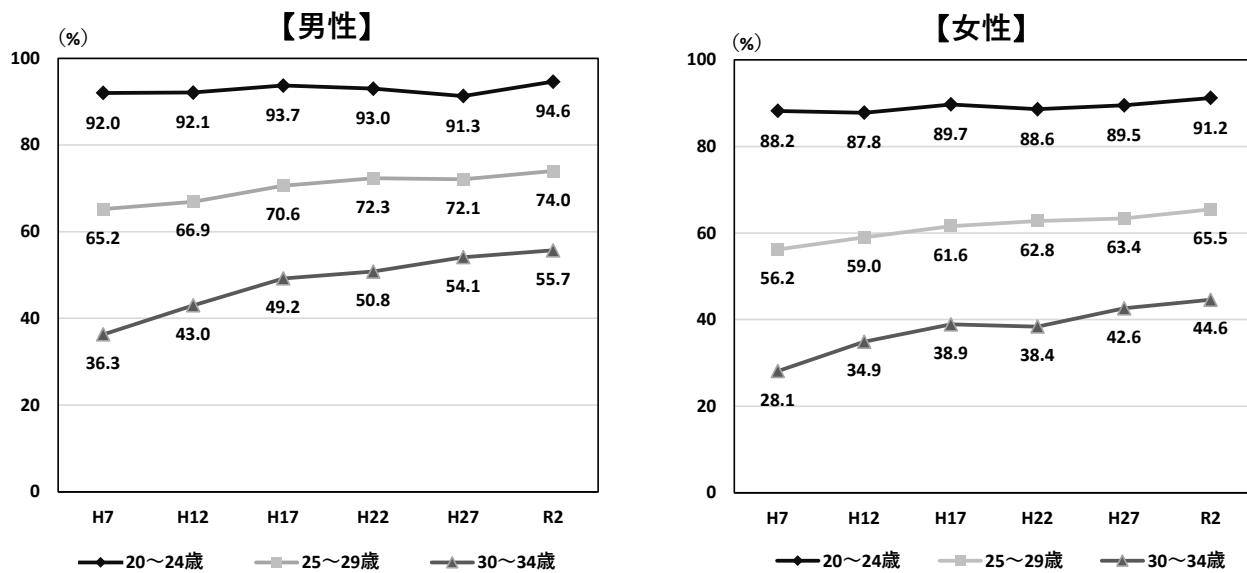
※1 一般世帯…住宅等に住む世帯（「施設等の世帯」^{※2}を含めない）

※2 施設等の世帯…寮に住む学生、病院の入院者や老人ホームの入所者などの世帯等

(2) 結婚・出産の状況

① 年齢別未婚率の推移

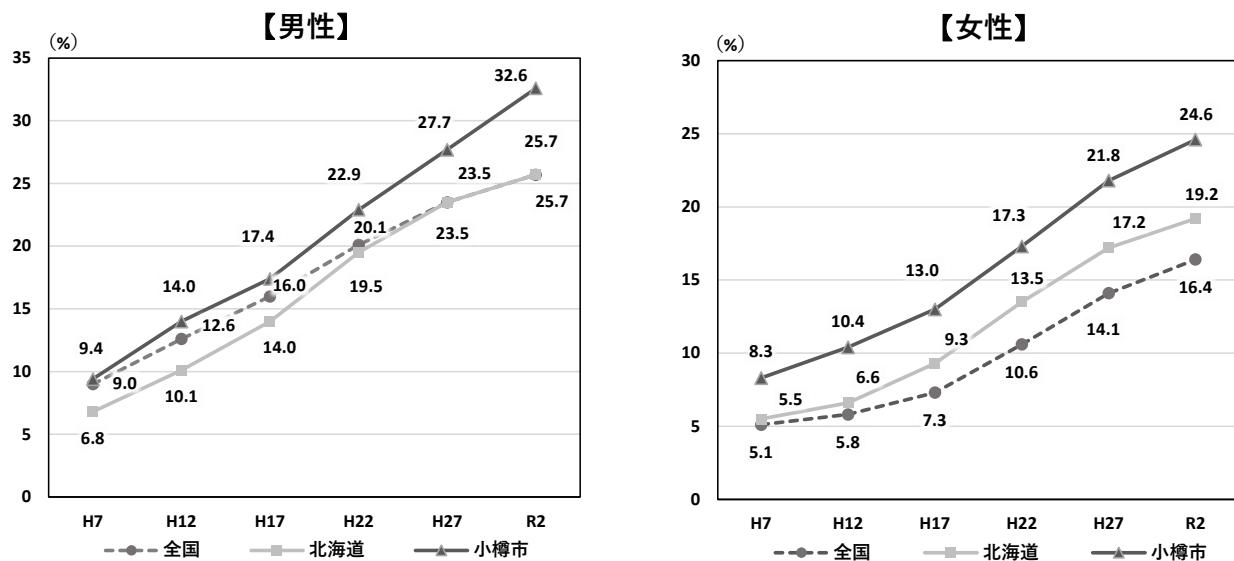
本市の年齢別未婚率は、平成7年から令和2年にかけて全体的に増加傾向にあります。特に男女とも30～34歳において増加傾向が著しく、男性の約5割、女性の約4割が未婚となっています。



資料：総務省統計局「国勢調査」

② 生涯未婚率^{※1}の推移

本市の生涯未婚率は男女ともに増加傾向にあり、全国や北海道と比較してもその割合は高くなっています。

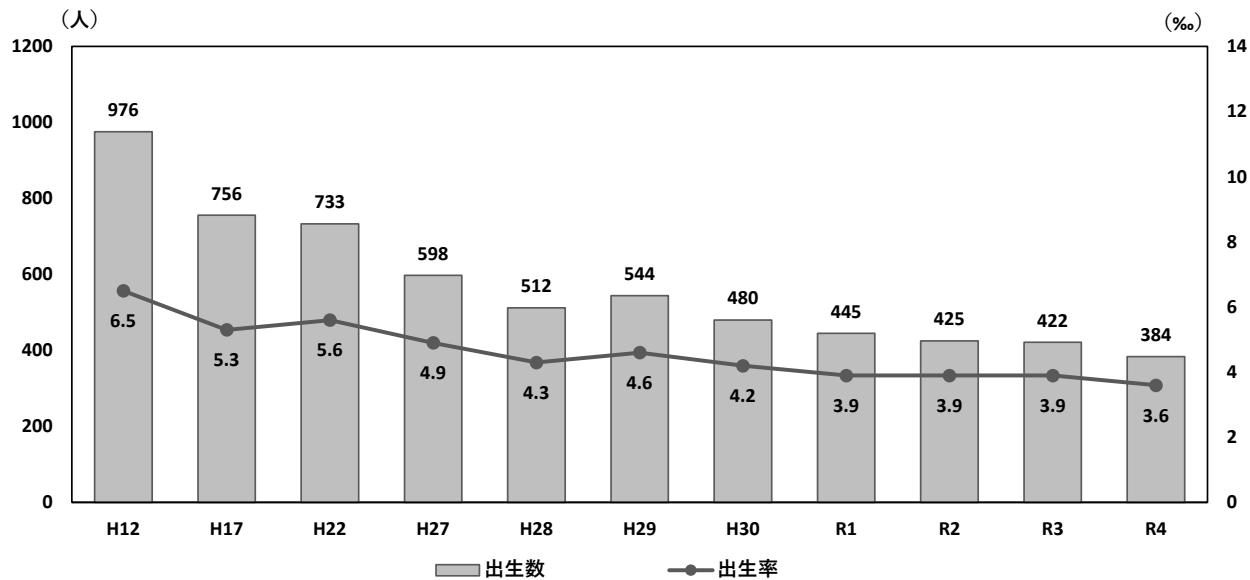


資料：総務省統計局「国勢調査」

※1 生涯未婚率…「45～49歳」と「50～54歳」の未婚率の平均値から「50歳時」の未婚率を算出したもの

③ 出生数・出生率^{※1}の推移

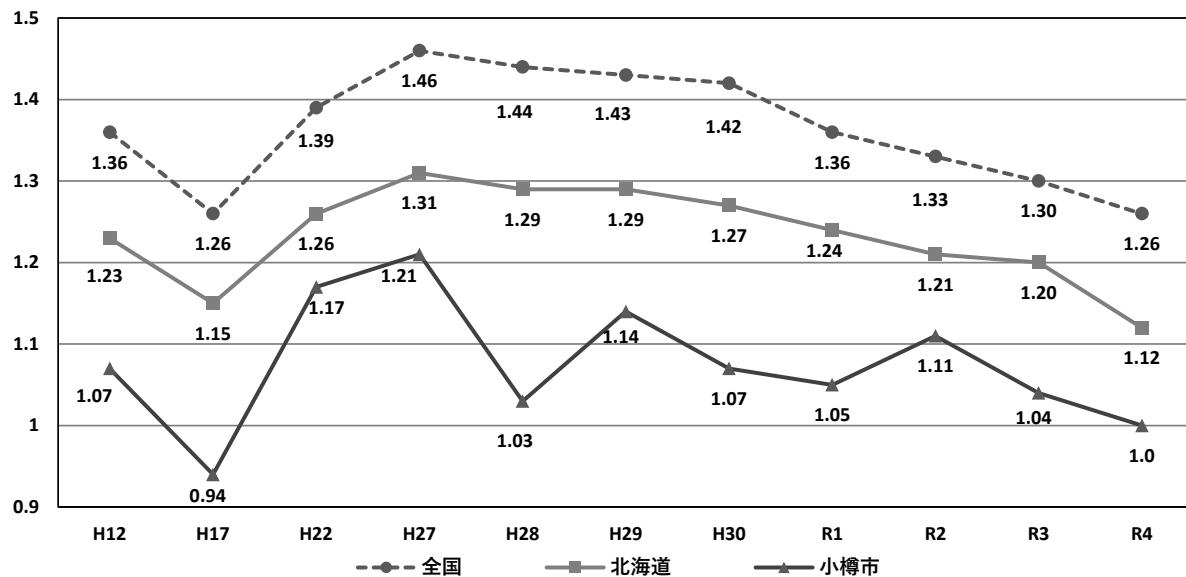
本市の令和4年の出生数は384人、人口千人当たりの出生率は3.6となっています。



資料：小樽市保健所「小樽市の保健行政」

④ 合計特殊出生率^{※2}の推移

本市の合計特殊出生率は、令和4年は1.0となり、全国や北海道と比較して、低い数値となっています。



資料：小樽市保健所「小樽市の保健行政」

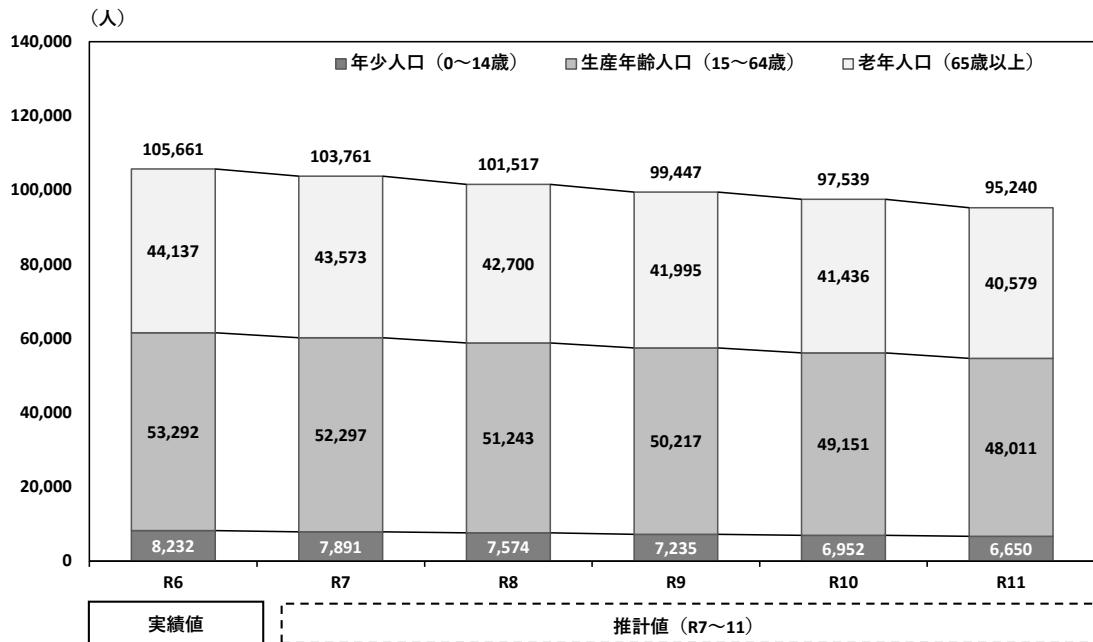
※1 出生率…人口千人当たりにおける出生数の割合

※2 合計特殊出生率…出産可能な年齢「15～49歳」の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせ、1人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを推計したもの

(3) 将来人口の見通し

① 人口推計

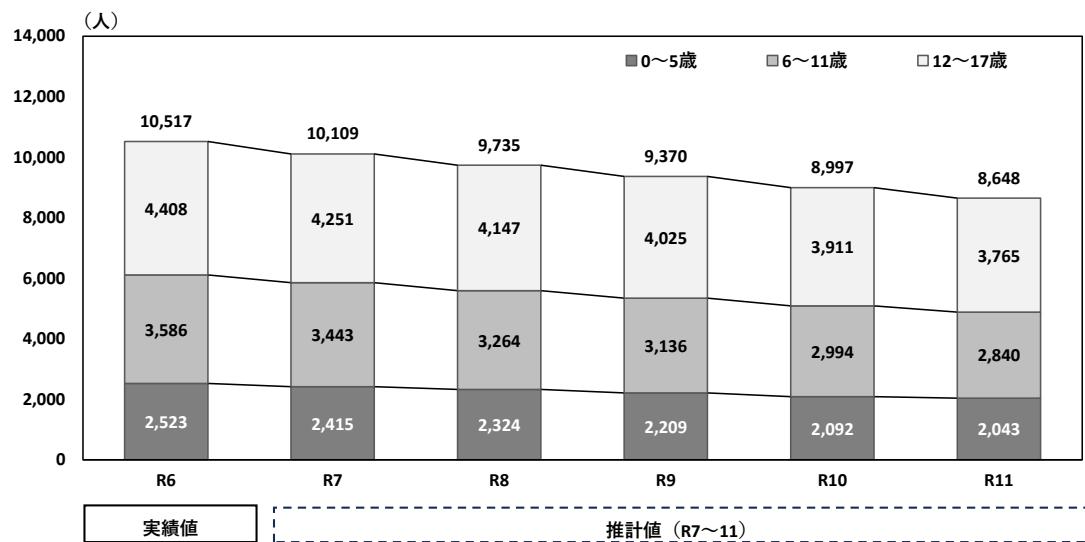
本市の将来人口を推計すると、令和6年に8,232人であった年少人口は減少傾向が続き、令和11年には6,650人になると予測されます。



資料：小樽市子育て支援課推計（「住民基本台帳」を基に、コーホート変化率法^{※1}を用いて推計 各年3月末現在）

② 児童数の人口推計

児童数を過去数年の減少率を用いて推計すると、就学前児童（0～5歳）は令和11年では2,043人となり、令和6年から約20%の減少が予測されます。



資料：小樽市子育て支援課推計（「住民基本台帳」を基に、コーホート変化率法^{※1}を用いて推計 各年3月末現在）

※1 コーホート変化率法…自然増減と社会増減の要因を区別せず、過去の人口動態から求めた変化率に基づき、

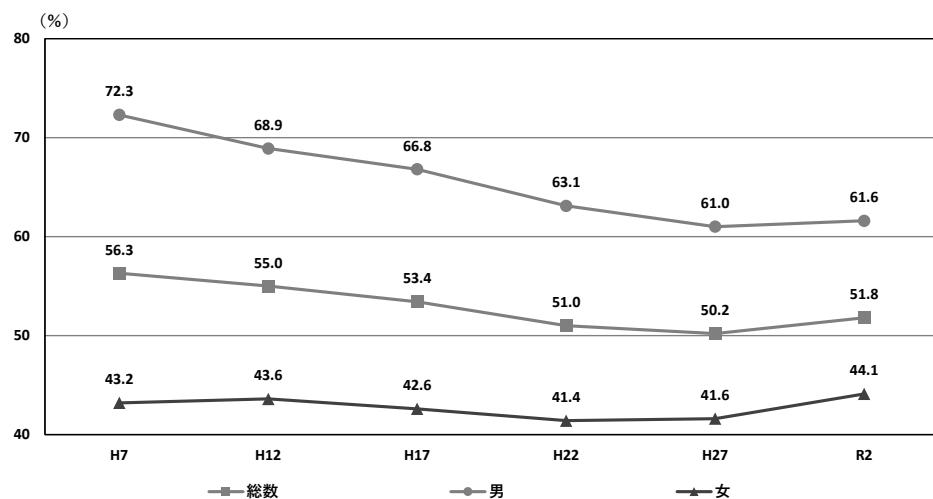
将来人口を推計する方法

(4) 就労状況

① 労働力率^{※1}の推移

本市の労働力率は、令和2年に51.8%となり、平成27年から1.6ポイント上昇しています。

また、男女別にみると、男性が61.6%、女性が44.1%で、平成27年から男性が0.6ポイント、女性が2.5ポイント上昇しています。

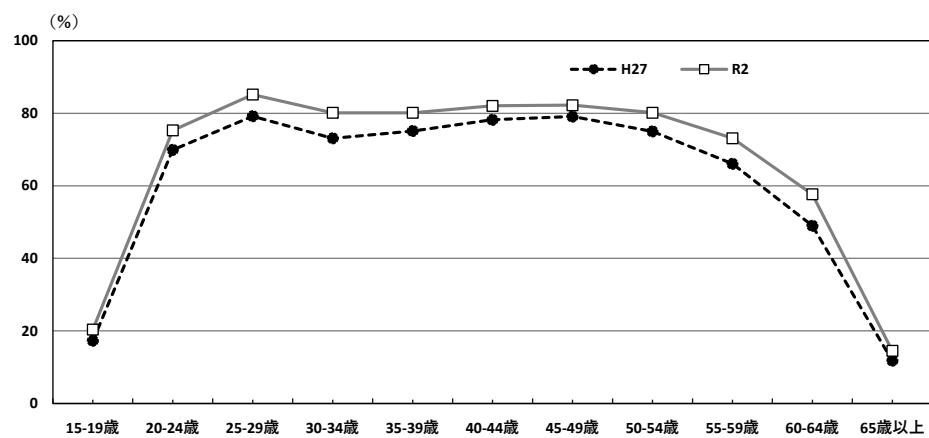


資料：総務省統計局「国勢調査」

② 女性の年齢別労働力率の推移

女性労働力率を年齢別にみると、本市においても、結婚・出産・子育て期に当たる30代で低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを形成しています。

また、平成27年と比較すると、令和2年は全ての年齢の労働力率が上回っています。



	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
H27	17.3	69.9	79.2	73.1	75.1	78.2	79.1	75.0	66.1	49.0	11.8
R2	20.4	75.3	85.2	80.1	80.1	82.1	82.2	80.2	73.1	57.7	14.5

資料：総務省統計局「国勢調査」

※1 労働力率…15歳以上の人口のうち、働いている人と完全失業者の人数を15歳以上の人口で割ったもの

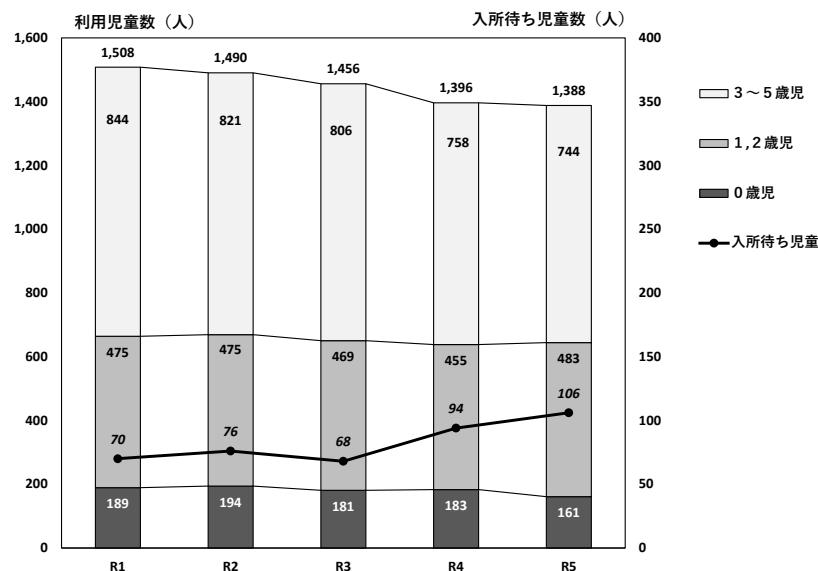
(5) 教育・保育資源の状況

① 保育所・幼稚園等の利用状況

就学前児童数は減少傾向が続いているが、保育所等利用児童数の減少は緩やかとなっています。

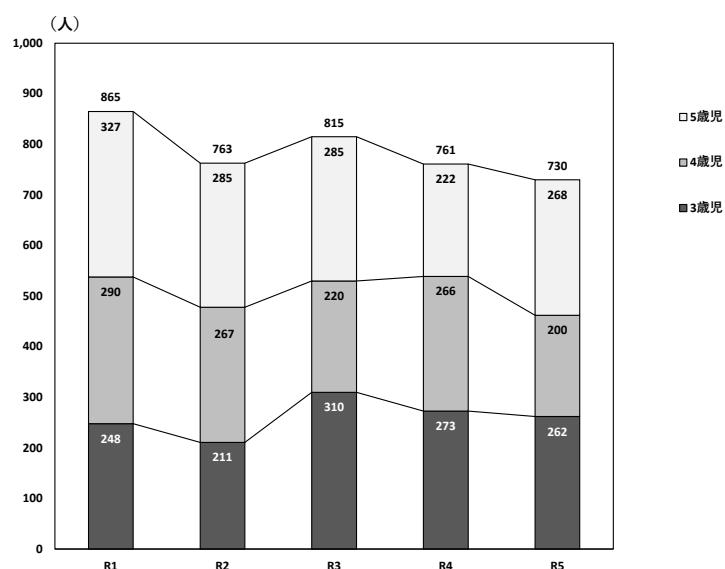
保育所等の入所待ち児童数は令和3年度には減少が見られましたが、令和4年度からは増加の傾向にあり、保育所等の利用ニーズは減少していないものと考えられます。

■年齢別保育所等利用児童数の推移（各年度3月1日現在）



・保育所等とは、認可保育所及び認定こども園（保育所部分）を指す。

■年齢別幼稚園等利用児童数の推移（各年度5月1日現在）



・幼稚園等とは、新制度に移行した幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）及び私学助成を受ける従来型の幼稚園を指す。

・新制度に移行した幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）は各年度3月1日現在の児童数

■施設の開設数と定員（令和6年4月1日現在）

(単位：箇所、人)

認可保育所等	認可外保育施設								幼稚園等	
	一般施設		企業主導型保育施設		院内及び事業所内保育施設					
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員		
公立	5	353	0	0	0	0	0	0	0	
民間	23	1,096	3	40	5	103	8	200	18 906	
合計	28	1,449	3	40	5	103	8	200	18 906	
入所児童数		1,245		20		58		115		540
入所率		85.9%		50.0%		56.3%		57.5%		59.6%

・認可保育所等には認定こども園（保育所部分）、幼稚園等には認定こども園（幼稚園部分）を含む

② 地区別の教育・保育施設

本市の9地区の教育・保育施設は、山手地区と南小樽地区、朝里地区に多い状況となっています。

■地区別の教育・保育施設（令和6年4月1日現在）

(単位：箇所)

	塩谷地区	長橋・オタモイ地区	高島地区	手宮地区	中央地区	山手地区	南小樽地区	朝里地区	錢函地区
幼稚園		1				3	2	1	
認定こども園	1	1		1	1	3		2	2
認可保育所	1	2	1	1	3	2	4	2	1
認可外保育施設						1	1	1	
企業主導型保育施設						1	1	2	1
事業所内保育施設									1
院内保育施設		1					3	2	1
計	2	5	1	2	4	10	11	10	6

■地区別の教育・保育施設の詳細（令和6年4月1日現在）

地区	区分	名称	定員	備考
塩谷地区	認定こども園	あかつき保育園	1号15 2・3号20	乳児保育（産休明けから）、預かり保育
	認可保育所	蘭島保育園	20	世代間交流事業、乳児保育（産休明けから）
長橋・オタモイ地区	認定こども園	小樽杉の子幼稚園	1号50 2・3号50	預かり保育
	幼稚園	長橋幼稚園	45	預かり保育
	認可保育所	相愛保育所	40	異年齢児交流事業、乳児保育（産休明けから）
		龍徳オタモイ保育園	40	乳児保育（産休明けから）
	院内保育施設	石橋病院保育園	30	
高島地区	認可保育所	赤岩保育所	80	世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業
手宮地区	認定こども園	手宮幼稚園	1号35 2号15	預かり保育
	認可保育所	手宮保育所	75	乳児保育（産休明けから）
中央地区	認定こども園	いなほ幼稚園	1号80 2・3号40	預かり保育、乳児保育（生後6か月から）
	認可保育所	中央保育所	90	延長保育、休日保育、乳児保育（産休明けから）
		愛育保育園	50	異年齢児交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）
		杉の子保育園	40	乳児保育（産休明けから）
山手地区	認定こども園	小樽オリーブ幼稚園	1号30 2号10	預かり保育
		小樽藤幼稚園	1号35 2号10	延長保育、預かり保育
		ゆりかご保育園	1号5 2・3号60	一時的保育、世代間交流事業、乳児保育（産休明けから）、預かり保育
	幼稚園	ロース幼稚園	60	預かり保育
		小樽中央幼稚園	60	預かり保育
		まや幼稚園	50	預かり保育

	認可保育所	最上保育所	40	乳児保育（生後6か月から）
		日赤保育所	60	乳児保育（産休明けから）
	認可外保育施設	キッズルーム アップル	12	乳児保育（生後2か月から）、延長保育、一時的保育
	企業主導型保育施設	キッズルーム アップル はなぞの	30	乳児保育（生後2か月から）、延長保育、病児保育
南小樽地区	幼稚園	小樽幼稚園	80	預かり保育
		小樽高田幼稚園	60	預かり保育
	認可保育所	奥沢保育所	78	世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業
		若竹保育所	20	乳児保育（産休明けから）
		龍徳保育園	60	異年齢児交流事業、乳児保育（産休明けから）
		あおぞら保育園	80	延長保育、一時的保育、乳児保育（産休明けから）
	認可外保育施設	青い鳥保育園	27	延長保育
	院内保育施設	小樽市立病院保育室	50	
		北海道社会事業協会 小樽病院院内保育所 「たるっ子」	25	
		北海道済生会 小樽病院 なでしこキッズクラブ	40	
	企業主導型保育施設	ウイングベイ小樽 すこやか保育園	30	乳児保育（生後5か月から）、一時預かり、病児保育
朝里地区	認定こども園	さくら保育園	1号15 2・3号60	延長保育
		さくら幼稚園	1号45 2・3号80	延長保育、預かり保育
	幼稚園	朝里幼稚園	105	預かり保育
	認可保育所	新光保育園	90	世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）
		さくら乳児保育園	40	延長保育、乳児保育（産休明けから）
	認可外保育施設	西田 靖江	1	一時的保育・病児保育

院内保育施設	朝里中央病院付属 あさひ保育園	25	
	東小樽病院 ひまわり保育園	-	
	企業主導型 保育施設	ココラソ保育園	12 乳児保育（生後5か月から）
		こころキッズワタキュー 小樽ルーム	19
銭函地区	認定こども園	桂岡幼稚園	1号130 2・3号50 延長保育、乳児保育（産休明けから）、預かり保育
		かもめ保育園	1号6 2・3号71 延長保育、乳児保育（産休明けから）
	認可保育所	銭函保育所	80 延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業、世代間交流事業
	事業所内 保育施設	だるま食品(株)内 だるまちゃん保育園	-
	院内保育 施設	札樽病院ひまわり 保育所	30
	企業主導型 保育施設	おはなの保育園	12 乳児保育（生後5か月から）

2 第二期子ども・子育て支援事業計画の評価

第二期計画の評価として、各事業の実績の推移、第二期の取組状況や今後の課題・方向性等について、以下のとおり考察しました。

なお、第二期の計画期間のうち、実績や評価の把握ができる令和5年度までの取組状況に基づき、評価しています。

(1) 教育・保育の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価

教育・保育の利用希望児童数と各施設における児童定員の推移

	R2年度実績(R3.3現在)							R3年度実績(R4.3現在)							
	幼稚園		保育所			幼稚園		保育所			幼稚園		保育所		
	2号		3号	0歳	1・2歳	2号		3号	0歳	1・2歳	2号		3号	0歳	1・2歳
	1号	幼稚園希望				幼稚園希望	左記以外				幼稚園希望	左記以外			
①需要量の見込み 【利用希望児童数】	921	1,131	1,575					764	1,007	1,556					
	610	311	820	755	252	503	572	192	815	741	240	501			
②児童定員合計	特定教育・保育施設	448	-	802	704	190	514	481	-	792	657	175	482		
	上記以外の幼稚園※1	550	-	-	-	-	-	550	-	-	-	-	-		
	幼稚園及び預かり保育	308	-	-	-	-	-	275	-	-	-	-	-		
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	認可外保育施設	-	-	0	69	34	35	-	-	0	69	34	35		
	合計	1,306		802	773	224	549	1,306		792	726	209	517		
	過不足 (②-①)	385	△18	18	△28	46		542	△23	△15	△31	16			
(参考) 入所待ち児童数		-	10	66	55	11		-	3	65	53	12			
実入所児童数		-	810	689	197	492		-	812	676	187	489			

	R4年度実績(R5.3現在)							R5年度実績(R6.3現在)							
	幼稚園		保育所			幼稚園		保育所			幼稚園		保育所		
	2号		3号	0歳	1・2歳	2号		3号	0歳	1・2歳	2号		3号	0歳	1・2歳
	1号	幼稚園希望				幼稚園希望	左記以外				幼稚園希望	左記以外			
①需要量の見込み 【利用希望児童数】	1,104	1,056	1,482					780	1,044	1,484					
	801	303	753	729	257	472	475	305	739	745	239	506			
②児童定員合計	特定教育・保育施設	1,016	-	834	635	160	475	946	-	840	639	162	477		
	上記以外の幼稚園※1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	幼稚園及び預かり保育	314	-	-	-	-	-	305	-	-	-	-	-		
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	認可外保育施設	-	-	12	102	35	67	-	-	10	41	7	34		
	合計	1,330		846	737	195	542	1,251		850	680	169	511		
	過不足 (②-①)	226	93	8	△62	70		471	111	△65	△70	5			
(参考) 入所待ち児童数		-	2	92	76	16		-	2	104	81	23			
実入所児童数		-	751	637	181	456		-	737	641	158	483			

※1 「①需要量の見込み【利用希望児童数】」には、入所待ち児童数を含みます。

※2 「②確保方策【児童定員合計】」のうち、『特定教育・保育施設』は、子ども・子育て支援新制度における施設型給付を受ける保育所・幼稚園・認定こども園、『上記以外の幼稚園』は、私学助成を受ける従来型の幼稚園です。

第二期における
取組状況

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）での「1号認定子ども」の教育利用希望に対しては、児童定員は確保されてきました。

一方で、保育所や認定こども園（保育所部分）において、特に、国の最低基準上、入所児童数に対してより多くの保育士配置が必要となる「3号認定子ども」（保育を必要とする3歳未満児）については、いずれの年度においても、必要な保育士数を確保できていないことが主な要因となり、実入所児童数が児童定員の合計数を下回るとともに、多くの入所待ち児童が発生しています。

保育所の内訳で見ると、2号認定（保育を必要とする3歳以上児）は、令和4年度から児童定員が上回り改善されていますが、3号認定の0歳児においては、年度を経るごとに児童定員が減少しており、入所待ち児童数が増加しています。

今後の課題と
取組の方向性

保育所において、3号認定の0歳児の児童定員数が常に不足し、入所待ち児童数が増加の一途をたどっています。

保育所部分の定員を確保しつつ、市内の保育施設等における人材確保を支援するため、令和5年度より始めた「保育士等就労定着支援事業」を継続して実施していくことで、保育士等の確保に努めています。

また、利用定員については、今後も事業者の意向を確認しながら需要量を満たすよう設定していく必要があり、定員変更の必要性について協議を続けていきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価

1. 利用者支援事業

①特定型・基本型					
概要	児童及びその保護者、妊婦の身近な場所に利用者支援専門員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業				
実績等の推移	[指標]実施箇所数（か所）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	需要量の見込み	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2
	実績	2	2	2	2

基本型

第二期における取組状況

個々の家庭のニーズに沿ったサービスについての相談、情報提供を行うため、職員1名を配置し、子育て世代包括支援センターの開放事業等において、相談・情報提供などを行いました。

今後の課題と取組の方向性

令和6年度から設置したこども家庭センターで、母子保健相談と児童福祉相談を一体的に実施している利用者支援事業「こども家庭センター型」との連携を図りながら、個々の家庭のニーズに沿った育児に関する相談・情報提供を行います。

特定型

第二期における取組状況

保育サービスに関する相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援等を行う専門職員を1名配置し、保護者に対して適正な保育所入所申込みの案内や保育所等の選択のほか、各種サービスの利用について相談・情報提供を行いました。相談や保育ニーズの多様化による需要の高まりを受け、窓口での対応が長時間に及ぶことも増えていることから、令和5年度から相談時間を拡大（9:30～16:00→9:00～17:20）しました。

今後の課題と取組の方向性

個々の家庭のニーズに即した手厚く細やかな対応などの市民サービス向上が図られるよう、引き続き事業を継続していきます。

②母子保健型					
概要	児童及びその保護者、妊婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業				
実績等の推移	[指標]実施箇所数（か所）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	需要量の見込み	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1

母子保健型

第二期における取組状況

専任の保健師1名を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを設置し、利用者支援事業（母子保健型）を実施しました。母子健康手帳交付時やセンター開放事業時など、来所又は電話等により、妊娠期から子育て期への相談対応や情報提供などを行いました。

今後の課題と取組の方向性

令和6年度より子育て世代包括支援センターを「こども家庭センター」に切り替え、家庭児童相談も一体的に実施し、様々な機会を利用して周知を図り、引き続き妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供できるよう努めます。

2. 地域子育て支援拠点事業

概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業				
実績等の推移	[指標] 延べ利用人数/月				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	需要量の見込み	500	500	500	500
	確保方策	650	650	650	650
	実績	273	186	340	331

第二期における取組状況

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小や中止等せざるを得ない時期もありましたが、定員制・事前申込制にして感染拡大防止策を講じながら事業を実施するなど、子育て支援拠点施設4か所において、乳幼児及び保護者の交流場所を開設し、育児相談や親子の交流の場を提供できるよう努めました。

今後の課題と取組の方向性

計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、各年度とも需要量の見込みを下回る結果となりました。今後は、より多くの方に利用していただけるよう、情報誌やアプリ、ポスター・チラシなどにより事業の周知に努め、引き続き親子の交流の場や保護者同士の情報交換、仲間づくりの場を提供します。

3. 妊婦健康診査事業

概要	妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業				
実績等の推移	[指標] 延べ健診回数/年 (回)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	需要量の見込み	455	437	420	402
	確保方策	5,122	4,919	4,728	4,525
	実績	健診対象者数 (人)	411	426	377
	健診回数 (回)	4,949	5,097	4,488	4,183

第二期における取組状況

一人当たりの受診回数の平均は約12回と、毎年同程度の受診件数を維持しており、継続して妊婦の受診の機会を確保できています。また受診の周知や勧奨を行うことで、安心して出産できる環境づくりに努めました。

今後の課題と取組の方向性

妊婦への本事業の周知・勧奨による受診機会の確保や医療機関の協力を得ながら、今後も、出産費用の軽減、安心して出産できる環境整備、妊娠期を安全に過ごせるよう努めます。

4. 乳児家庭全戸訪問事業

概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者的心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児相談に応じ、助言その他の援助支援を行う事業				
実績等の推移	[指標] 延べ訪問人数/年（人）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	需要量の見込み	501	482	465	447
	確保方策 (実施率(%))	100	100	100	100
実績	訪問人数	405	424	381	378
	実施率(%)	94.2	99.1	96.9	100

第二期における取組状況

新型コロナウイルス感染症の影響で訪問を拒否する世帯が増加し、実施率については、令和2年度にやや減少しましたが、各年度で高い水準を維持しています。令和4年度途中から開始された小樽市出産・子育て応援事業の給付要件に、本事業による面接が含まれるようになったこともあり、令和5年度の実施率は100%となりました。

訪問では、出産後の母親の精神面フォローの必要性を見極めるため、エジンバラ産後うつ質問票や赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて実施し、必要に応じて、継続支援や受診勧奨につなげました。また、育児の悩みや不安の傾聴や子育て支援事業の積極的な利用を勧め、地域とのつながりの中で安心して子育てができるよう努めました。

今後の課題と取組の方向性

関係機関と連携しながら、育児に関する不安や悩みへの対応、子育て支援に関する情報提供、要支援家庭に対する継続的な関わりを通して、乳児のいる家庭が地域から孤立することを防ぎ、健全な育成環境の確保に努めます。

5. 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)

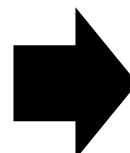
概要	①養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を構成する関係機関（児童相談所、警察、小・中学校、保育所、幼稚園、病院等）の専門性の強化を図る事業				
	[指標]実訪問人数/年（人）				
実績等の推移	需要量の見込み	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	確保方策 (実施率(%))	100	100	100	100
	実績	2	1	0	2

第二期における取組状況

令和3年度から母子保健担当部署と児童虐待の対応部署を統合し、さらなる連携の強化を図りました。また、令和4年度は本事業の対象となる世帯があつたものの、育児・家事援助の利用についての同意を得ることができず、本事業による支援までつながりませんでしたが、それ以外の本事業の対象となる世帯には、保健師による専門的相談支援及びヘルパーによる育児・家事支援を実施し、養育支援を実施することができました。

今後の課題と取組の方向性

令和6年度から、保健師による専門的相談支援は本事業により継続し、ヘルパーによる育児・家事支援については、新規事業である子育て世帯訪問支援事業により実施しますが、引き続き、児童の養育に指導が必要な世帯に専門的な相談・指導を実施します。



6. 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））				
実績等の推移	[指標]実利用人数/年（人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
需要量の見込み	10	10	10	10	
確保方策	3	3	3	4	
実績	5	8	6	13	

第二期における取組状況

令和3年度の法改正により里親との委託契約が可能となり、令和5年度から新たに市内里親宅と委託契約を行い、市内の提供施設が増えました。里親宅から保育所等へ登園することが可能となり、以前よりも保護者のニーズに合わせた支援ができるようになり、実利用人数も増加しました。

今後の課題と取組の方向性

引き続き、児童養護施設及び市内里親との委託契約を締結することで提供施設を確保し、保護者の育児疲れ等の理由により、養育を受けることが一時的に困難となった児童の養育・保護を行います。

7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡及び調整等を行う事業				
実績等の推移	[指標]延べ利用人数/年（人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
需要量の見込み	780	780	780	780	
確保方策	780	780	780	780	
実績	700	789	1,229	1,050	

第二期における取組状況

延べ利用人数は、増加傾向にあり、令和4年度には1,000人を超えました。「提供会員養成講習会」の実施により提供会員の人数も年々増加しており、増加している依頼に適切に援助活動を実施することができました。

今後の課題と取組の方向性

引き続き、様々な方法で事業の周知を図るとともに、提供会員の確保に努めながら事業を継続します。

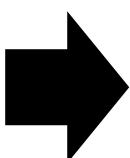
8. 一時預かり事業

①幼稚園型（幼稚園等における一時預かり）						
概要	幼稚園、認定こども園において通常の教育時間以降や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を実施することにより、保護者の育児負担の軽減を図る事業					
実績等の推移	[指標]延べ利用人数/年（人）					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	需要量の見込み	幼稚園等における一時預かり（1号認定）	6,809	6,520	6,134	5,992
		幼稚園等における一時預かり（2号認定）	83,643	80,898	75,354	73,606
		計	90,452	86,618	81,488	79,598
		確保方策	313,440	313,440	313,440	313,440
	実績	幼稚園等における一時預かり	74,497	83,811	83,383	92,739

幼稚園型

第二期における取組状況

本事業は令和5年度末時点ですでに18か所の幼稚園、認定こども園で実施しており、施設を利用する保護者のニーズに対応し、提供体制は十分確保することができました。



今後の課題と取組の方向性

本事業の対象とならない私立幼稚園等においても預かり保育を実施しており、各施設において保護者のニーズに対応しています。引き続き、保護者のニーズに応えるために必要な定員の維持・確保に努めます。

②一般型（保育所における一時預かり）					
概要	保育所において一時的に保育を必要とする児童を預かるにより、保護者の育児負担の軽減を図る事業				
実績等の推移	[指標]延べ利用人数/年（人）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
需要量の見込み	585	585	585	585	585
確保方策	13,500	13,500	13,500	13,500	9,000
実績	287	272	116	94	

一般型

第二期における取組状況

令和3年度まで市内3か所の保育所及び認定こども園で実施していましたが、令和4年4月から保育士不足により1か所休止となったことで延べ利用人数は減少したものの、緊急・一時的な保育を必要とする保護者のニーズに対応し、提供体制は確保することができました。

今後の課題と取組の方向

引き続き、多様な保育ニーズに応えるため、市内2か所の保育所及び認定こども園において一時預かりを実施します。

9. 時間外保育（延長保育）事業

概要	保育認定を受けた児童について、保育所の通常の保育時間を超えて、保育所・認定こども園において保育を実施する事業				
実績等の推移	[指標]実利用人数/年（人）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
需要量の見込み	606	606	606	606	606
確保方策	871	871	871	871	871
実績	578	614	663	628	

第二期における取組状況

各年度とも、延長保育のニーズには利用希望者全員に対応できており、保護者の多様な就労形態や超過勤務などに伴う保育ニーズに応えることができました。

今後の課題と取組の方向性

仕事と子育ての両立を図る事業として、引き続き利用者のニーズに対応するため事業を実施します。

10. 病児保育事業

概要	感染症の発症等により一時的に保育所等を利用できない病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士が一時的に保育する事業				
実績等の推移	[指標]延べ利用人数/年（人）				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
需要量の見込み	710	678	643	100	
確保方策	720	720	720	720	
実績	15	41	32	169	

第二期における取組状況

令和4年度から対象児童の範囲を「1歳6か月から小学校3年生までの児童」から「1歳から小学校6年生までの児童」に拡大しました。また、令和5年度から利用料を無償化し、利用者の利便性向上を図り、病児保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、提供体制は確保することができました。

今後の課題と取組の方向性

利用者が住んでいる地域によっては、地理的要因により利用が難しいといった要望があり、そうした要望も含め利用者の更なる利便性向上に向けて検討します。

11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

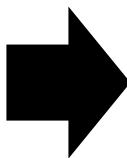
概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業				
	[指標]実利用人数/年（人）				
実績等の推移		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	需要量の見込み	1年生	287	267	265
		2年生	245	235	218
		3年生	201	179	172
		4年生	110	102	91
		5年生	39	46	43
		6年生	27	17	20
計		909	846	809	747
確保方策					
実績		912	912	912	912
	1年生	308	299	270	282
	2年生	226	216	247	230
	3年生	167	130	146	182
	4年生	87	46	50	62
	5年生	20	23	18	14
	6年生	20	7	9	4
計		828	721	740	774

第二期における取組状況

保護者への経済的負担軽減として、令和6年度から利用手数料の無償化を実施しました。利用実績については、令和3年度は新型コロナ感染症の影響により、一時的に利用者の減少がありました。次年度からは増加の傾向があります。各年度とも待機児童を出すことなく、放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、児童の健全育成を行うことができました。

今後の課題と取組の方向性

保護者の利便性向上のため開設時間延長のニーズ対応として、令和7年度から開設時間拡大の実施を目指します。なお、教育部生涯学習課が土曜日に実施している「地域子ども教室」を令和4年度から放課後子供教室としても位置づけることとし、今後も複数の学校施設で継続しますが、平日放課後の実施については人材確保等が課題となっており、今後、解決に向け検討を進めます。



12. 実費徴収に係る補足給付事業

概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入、行事への参加に要する費用及び給食を実施している場合の副食費を補助する事業				
実績等の推移	[指標]延べ利用人数/年（人）				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	需要量の見込み	1号認定	41	41	41
		2・3号認定	106	106	106
		新1号認定	1,488	1,488	1,488
	確保方策		1,635	1,635	1,635
	実績	1号認定	29	39	54
		2・3号認定	83	82	80
		新1号認定	730	807	0

第二期における取組状況

[1号認定及び2・3号認定]

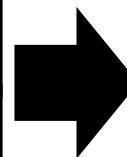
保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者が支払うべき教材費などの必要な費用について、各年度とも対象者全員に助成を行いました。

[新1号認定]

令和2年度及び令和3年度ともに対象者全員に助成を行いました。令和4年度以降については、市内の幼稚園は令和4年度に全て新制度幼稚園に移行したため、市内には従来型幼稚園が無く、市外の従来型幼稚園を利用している児童もいますが、本事業の対象世帯はありません。

今後の課題と取組の方向性

引き続き、円滑な教育・保育の利用と子どもの健やかな成長が図られるよう、本事業を実施し、支援します。



13. 多様な事業者の参入促進事業

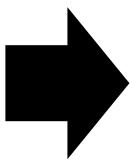
概要	特定教育・保育施設への新規参入事業者に対する相談・巡回支援を行う事業				
	[指標]施設数/年（か所）				
実績等の推移		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
需要量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0
実績	0	0	0	0	0

第二期における取組状況

問合せ等はありましたが新規に参入する事業者がいなかつたため、各年度とも事業の実施は無く、実績はありません。

今後の課題と取組の方向性

本市において、特定教育・保育施設への新規参入等については、現時点では把握していませんが、新規参入事業者から相談があった場合には、必要に応じて、本事業により適切な対応を行うものとします。



3 ニーズ調査の結果

本計画の策定に当たり、国が定める基本的な指針に基づき、幼児期の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の現在の利用状況や今後の利用希望を把握するため、下記のとおり調査を行いました。

調査対象	送付数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	2,267 件	970 件	42.8%

■調査期間

令和5年12月1日～12月24日

■調査方法

就学前児童の保護者……………Webアンケートでの回答

4 今後の課題

令和5年に実施したニーズ調査の結果を平成30年の調査と比較すると、母親の就労状況の設問では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない」と回答した割合が9.7ポイント増加し、また、父親の就労時間の質問では「一日当たり、9時間以上10時間未満」と回答した割合が、7.3ポイント増加しました。のことより、フルタイムで働く共働き世帯が増加していることや、親の就労時間が増え子育てに時間を割くことができないといった現状が伺えます。

このような保育ニーズへの対応として、延長保育、一時預かり（幼稚園型）、病児保育などの事業があり、今後も子育てをしながら働く家庭を支えるため、保育の受け皿の維持・確保が重要です。

また、「教育保育事業を利用したいが、空きがないため利用していない」と回答した割合が、10.0ポイント増加しており、市内の認可保育所・認定こども園への入所待ち児童が発生している状況にあります。

入所待ち児童については、必要な保育士数を確保できないことが主な要因であるため、令和5年度から始めた「保育士等就労定着支援事業」を継続するなど、保育士等の確保に努め、入所待ち児童の解消を図ることが、喫緊の課題となっています。

各事業の受け皿の確保については、今後も事業者の意向を確認しながら需要量を満たすよう設定していく必要があり、保育の受け皿の維持・確保について協議を続けていくことが重要と考えます。

第3部 計画の考え方

第3部 計画の考え方

1 基本理念

本市では、第一期及び第二期子ども・子育て支援事業計画において、10年間にわたり、基本理念を「子どもを生み育てやすい環境づくりと子どもの健やかな成長を図ります。」と掲げ、全ての子どもが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てられる環境となるよう子育て支援の施策を推進してきました。

近年、子どもの貧困、虐待、ヤングケアラーなど子育て世帯に関する問題が顕在化してきており、本市では、市民の直面している子育てに関する困りごとを適切に汲み取り、困りごとへの対処・改善に向けた支援とともに、子育て環境における要望、期待に応えられるよう、更なる子育てしやすいまちを目指していきます。

また、国においては、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和5年4月に施行され、また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、「全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指すこととしています。

このことを踏まえ、第一期及び第二期計画の基本理念を継承しつつ、こども基本法の趣旨も踏まえ、第三期子ども・子育て支援事業計画の基本理念を次のとおりといたします。

安心して子どもを生み育て、子どもの豊かな心と未来を育むことができるまち おたる

2 基本方針

本計画では、「子ども・子育て支援法」、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」及び「改正児童福祉法」に基づき、第一期計画及び第二期計画の「基本方針」を引き継ぎつつ、本計画の第2部「第二期計画の評価」を踏まえながら、第7次小樽市総合計画及び第2期小樽市地域福祉計画などの視点や現在の子ども・子育てを取り巻く環境を勘案し、以下のとおり基本方針を定めます。

基 本 理 念

安心して子どもを生み育て、子どもの豊かな心と未来を育むことができるまち おたる

基 本 方 針

1. 幼児期の教育・保育環境の充実

- ・保護者の就業形態の変化や多様なニーズに応じた提供体制の確保を図ります。
- ・延長保育、休日保育、一時預かり、病児保育などの各種保育サービスの充実に努めます。
- ・入所待ち児童の解消に向け、保育士等保育従事者の確保に努めます。

2. 地域の実状やニーズの変化に応じた子育て支援の充実

- ・地域ごとの子育て世帯数や教育・保育施設の配置状況など地域の実状に応じた子育て支援の充実に努めます。
- ・子ども・子育てを取り巻く環境の変化等により多様化する子育てのニーズを捉え、適切に子育て支援施策へ反映し、子育て支援の充実に努めます。

3. 妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実

- ・妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない情報提供や相談、育児支援等の充実に努めます。

4. 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実

- ・要保護児童やひとり親家庭への支援、障害児施策、情報提供・家事や養育の援助の推進などに努めます。
- ・親子間の適切な関係構築に向け、子どもの発達状況に応じた支援の充実に努めます。
- ・保護者が育児不安などで養育が困難な場合、子どもや保護者をケアサポートする支援体制の充実に努めます。

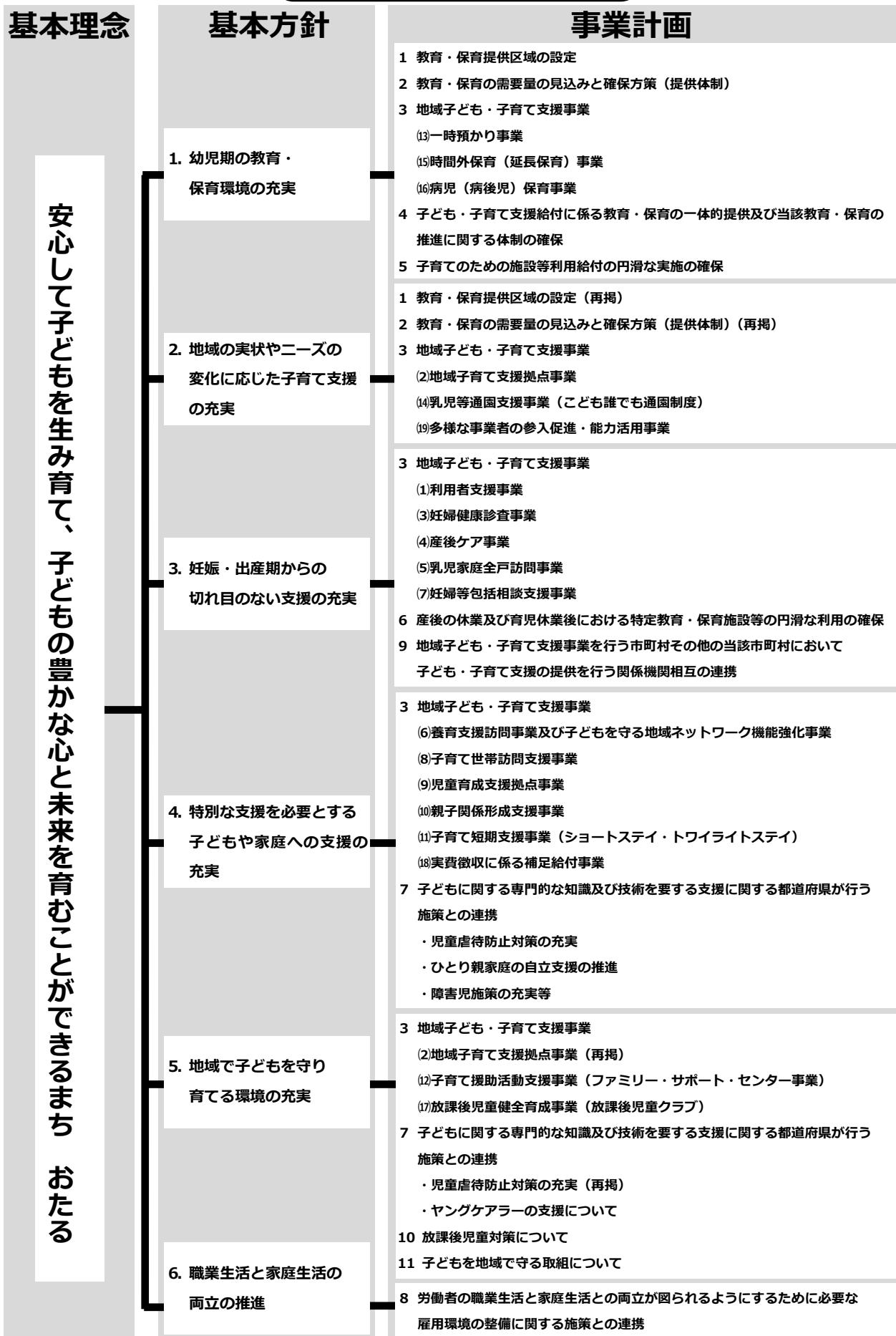
5. 地域で子どもを守り育てる環境の充実

- ・子どもの貧困・虐待、ヤングケアラーに対する対策や子どもの居場所づくりの取組に努めます。

6. 職業生活と家庭生活の両立の推進

- ・雇用制度やワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。

計画の体系



第4部 事業計画

第4部 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域は、区域内の需要量の見込み及び需要量の調整に柔軟に対応できることや、保護者の教育方針や稼動状況に合わせた幼稚園・保育所利用など個々のニーズに柔軟に対応できること、地域子ども・子育て支援事業の区域は全市が望ましいことなどの理由から、第三期計画においても、全市（1区域）として定めます。

2 教育・保育の需要量の見込みと確保方策（提供体制）

（1）需要量の見込み

0～5歳の就学前児童数（推計人口）を基に近年の入園・入所動向を踏まえて、就学前児童に関する教育・保育の需要量に関する推計を行いました。

（2）確保方策（提供体制）

0～5歳の就学前児童数（推計人口）は減少傾向にありますが、保育所利用は経済社会状況による影響、幼稚園利用は教育ニーズなどにより需要の変動を生じることがあります。

本計画においては、第2部にあるとおり、女性の労働率の上昇などを背景として、保育所利用のニーズは減少していないものと考えられるため、確保方策（提供体制）については、令和7年4月時点で予定されている利用定員を基に、計画期間の各年度とも同数で据え置いています。

今後の需要変動に対しては、民間施設の利用定員の変更状況を勘案するとともに、市立保育所においても、原則として3年ごとに行っている定員見直しの中で、適正な確保方策（提供体制）となるよう調整を図り、必要に応じて計画期間の中間年（令和9年度中）を目途として計画見直しについても検討します。

（3）私立の教育・保育施設の老朽化に対する支援

子どもを安心して育てることができる体制を整備するため、市内にある老朽化した私立の教育・保育施設の施設整備について、整備を計画する施設には、相談や協議を行いながら、国の交付金を活用し、その範囲内において支援します。

■需要量の見込みと確保方策（提供体制）

		7年度							8年度							
		1号	2号		3号	0歳	1歳	2歳	1号	2号		3号	0歳	1歳	2歳	
			幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外						幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外					
①量の見込み			584	878	1,315					554	833	1,267				
		387	197	681	634	165	220	249	367	187	646	621	159	227	235	
②確 保 方 策	特定教育・保育施設	649		847	629	156	214	259	665		847	629	156	214	259	
	上記以外の幼稚園															
	幼稚園及び預かり保育	197							187							
	特定地域型保育事業															
	認可外保育施設			11	45	10	16	19			11	45	10	16	19	
	合計		846	858	674	166	230	278	852		858	674	166	230	278	
過不足 (②-①)			262	177	40	1	10	29		298	212	53	7	3	43	
		幼稚園 ← → 保育所				幼稚園 ← → 保育所				幼稚園 ← → 保育所						

		9年度							10年度							
		1号	2号		3号	0歳	1歳	2歳	1号	2号		3号	0歳	1歳	2歳	
			幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外						幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外					
①量の見込み			509	765	1,207					471	708	1,146				
		337	172	593	614	154	219	241	312	159	549	597	151	213	233	
②確 保 方 策	特定教育・保育施設	680		845	629	156	214	259	693		845	629	156	214	259	
	上記以外の幼稚園															
	幼稚園及び預かり保育	172							159							
	特定地域型保育事業															
	認可外保育施設			11	45	10	16	19			11	45	10	16	19	
	合計		852	856	674	166	230	278	852		856	674	166	230	278	
過不足 (②-①)			343	263	60	12	11	37		381	307	77	15	17	45	
		幼稚園 ← → 保育所				幼稚園 ← → 保育所				幼稚園 ← → 保育所						

		11年度							
		1号	2号		3号	0歳	1歳	2歳	
			幼児期の学 校教育の利 用希望が強 い	左記以外					
①量の見込み			462	694	1,118				
		306	156	538	580	146	208	226	
②確 保 方 策	特定教育・保育施設	696		845	629	156	214	259	
	上記以外の幼稚園								
	幼稚園及び預かり保育	156							
	特定地域型保育事業								
	認可外保育施設			11	45	10	16	19	
	合計		852	856	674	166	230	278	
過不足 (②-①)			390	318	94	20	22	52	
		幼稚園 ← → 保育所				幼稚園 ← → 保育所			

※1 平成27年度からの子ども・子育て支援新制度における施設型給付費を受ける保育所・幼稚園・認定こども園は、「特定教育・保育施設」に含み、私学助成を受ける従来型の幼稚園は「上記以外の幼稚園」に含みます。

3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策 (提供体制)

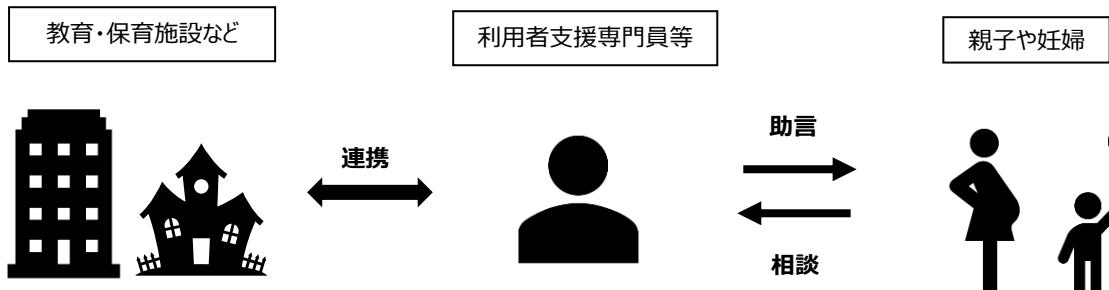
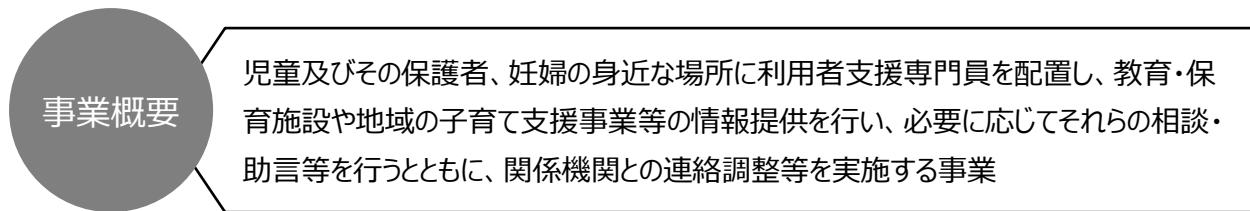
地域子ども・子育て支援事業とは、すべての子育て家庭を支援する事業であり、市町村の実状に応じて子ども・子育て支援法に定められた事業や児童福祉法に定められた事業を実施するものです。

本計画では、第二期計画を経て、より多様な子育て支援を充実させるため、19事業の今後5年間（令和7～11年度）の数値目標を設定し、需要量の見込み及び確保方策（提供体制）を示します。

地域子ども・子育て支援事業（19事業）

- （1）利用者支援事業
 - ① 基本型・特定型
 - ② 地域子育て相談機関
 - ③ こども家庭センター型
- （2）地域子育て支援拠点事業
- （3）妊婦健康診査事業
- （4）産後ケア事業
- （5）乳児家庭全戸訪問事業
- （6）養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
(その他要保護児童等の支援に資する事業)
- （7）妊婦等包括相談支援事業
- （8）子育て世帯訪問支援事業
- （9）児童育成支援拠点事業
- （10）親子関係形成支援事業
- （11）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- （12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- （13）一時預かり事業
 - ① 幼稚園、認定こども園における一時預かり（幼稚園型）
 - ② 保育所等における一時預かり（一般型）
- （14）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- （15）時間外保育（延長保育）事業
- （16）病児（病後児）保育事業
- （17）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- （18）実費徴収に係る補足給付事業
- （19）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 利用者支援事業



①基本型・特定型

対象	事業目的									
児童とその保護者	個々の家庭状況に即した適切なサービスが円滑に利用できるよう、相談・助言等の必要な支援を行います。									
実施内容・確保方策(提供体制)										
・教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用に関する相談に応じます。 ・個々の家庭状況に即した適切なサービスが円滑に利用できるよう、利用者支援専門員 2名（基本型 ^{※1} 1名、特定型 ^{※2} 1名）の配置を継続します。										
		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度				
需要量の見込み	基本型	1	1	1	1	1				
実施箇所数	特定型	1	1	1	1	1				
確保方策(提供体制)	基本型	1	1	1	1	1				
実施箇所数	特定型	1	1	1	1	1				

※1 **基本型**…子育てに関する幅広い相談や支援、関係機関との連絡調整等を行うもの

※2 **特定型**…保育サービス等の情報提供や相談等を行うもの

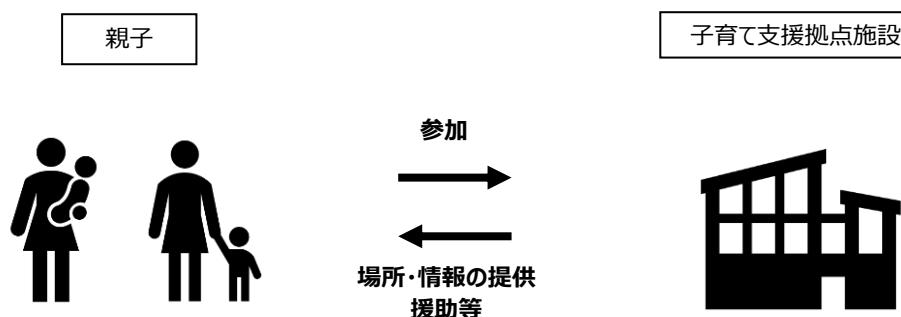
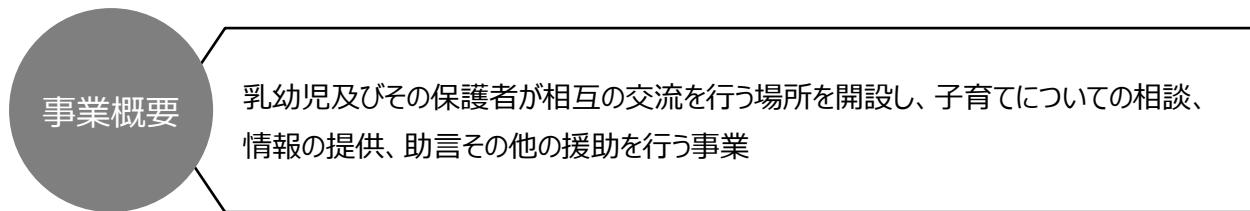
②地域子育て相談機関

対象	事業目的
妊産婦・児童とその家庭	すべての妊産婦や子どもとその家族が気軽に相談できる場としての役割を担い、子育てに関する相談に応じ、必要な助言や情報の提供を行える場を提供します。
実施内容・確保方策(提供体制)	
本事業に対するニーズの把握に努め、本市における事業の実施形態を研究し、将来的な事業の実施にむけて検討します。	

③子ども家庭センター型

対象	事業目的				
妊産婦・就学前児童とその保護者	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供するため、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じるとともに、子育て支援事業を実施する部署との連携や利用者への必要な支援を行います。				
実施内容・確保方策(提供体制)					
<ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応するため、専任の保健師を子ども家庭センターに1名配置します。 妊娠の届出等の機会を通じて全ての妊産婦の状況を把握し、特に支援を必要とする妊産婦に必要な母子保健サービスが早期に提供されるよう関係機関と協力しながら支援を行います。 相談内容や地域の実態に応じて、母子保健施策の整備、体制について検討します。 					
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量の見込み 実施箇所数	1	1	1	1	1
確保方策(提供体制) 実施箇所数	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業



対象	事業目的
就学前児童と その保護者	子育て中の保護者の不安や孤立感を軽減するため、関係機関等と連携しながら地域子育て支援機能の充実を図り、児童の健やかな成長を支援します。

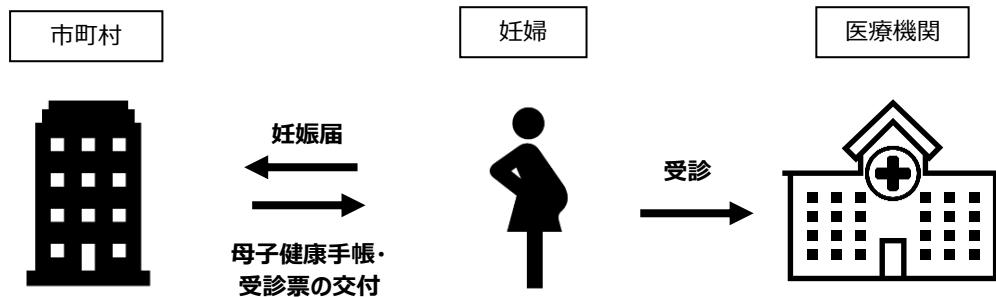
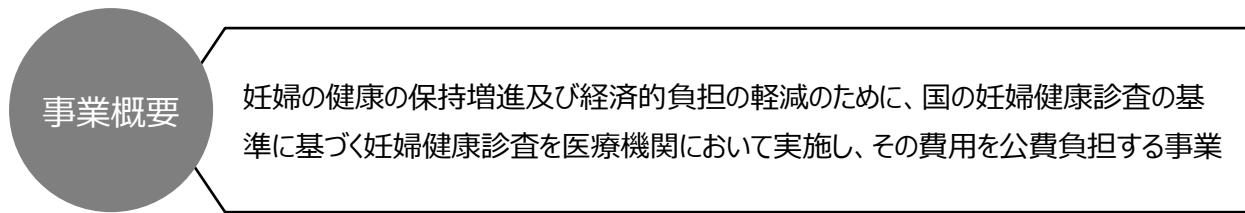
実施内容・確保方策(提供体制)
<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援拠点施設4か所（子育て支援センター3か所、わくわく広場（民営）1か所）において、開放事業、出向き事業、子育て講座や育児相談等を行い、親子の交流や保護者同士の情報交換、仲間作りの場を提供します。 利用者のニーズに合った実施内容や体制について検討し、利便性に配慮した会場で出向き事業を開催するほか、関係機関や子育て支援ボランティア等と連携を図りながら、地域ぐるみで子育てを支える環境づくりに努めます。 様々な形態の情報を提供すべく、子育て支援センターやわくわく広場で発行する情報誌のほか、市の広報誌、ホームページやアプリなどを活用し、最新の情報を提供します。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量の見込み 延べ利用人数／月	320	320	320	320	320
確保方策（提供体制） 延べ利用人数／月	680	680	680	680	680

・「需要量の見込み」は、第二期計画の実績を基に算出しています。

・「確保方策（提供体制）」は、地域子育て支援拠点施設で実施している各種事業の定員等を基に算出しています。

(3) 妊婦健康診査事業



対象	事業目的
妊婦	健診による定期的な健康状態の確認を行うことで、妊娠期間中の健康保持及び出産費用の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるよう支援します。

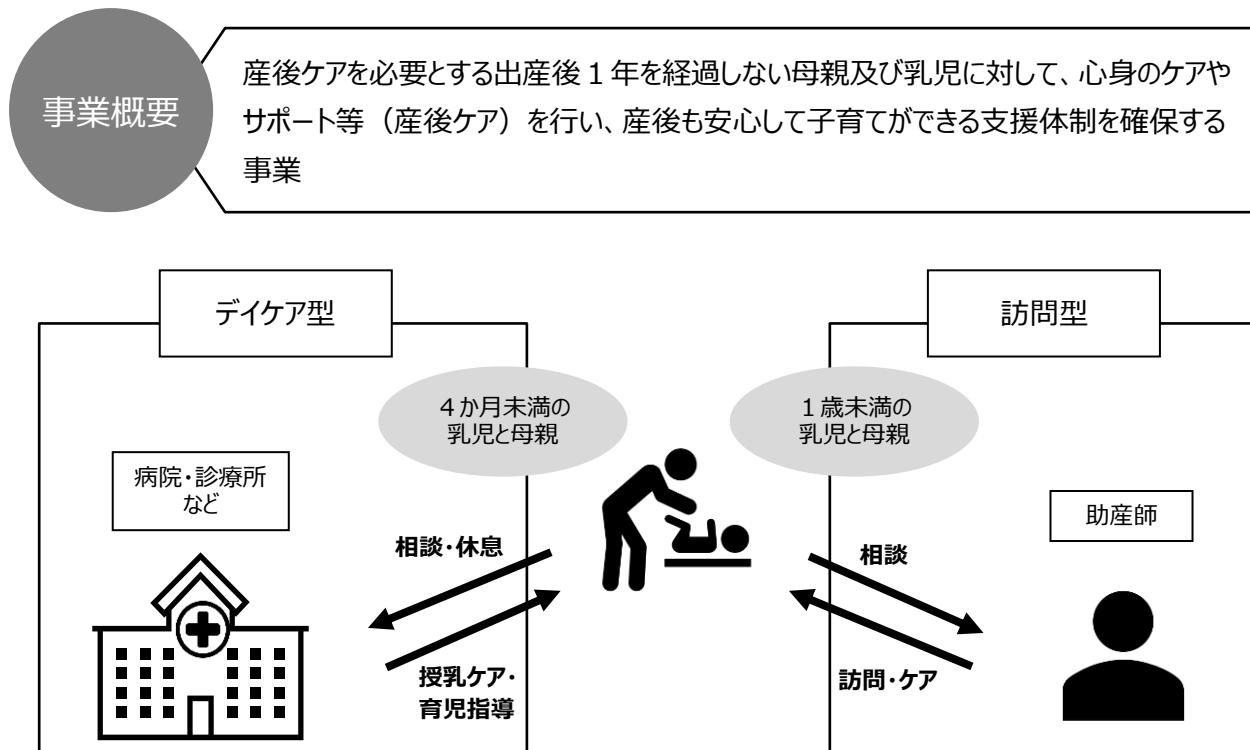
実施内容・確保方策(提供体制)

- ・国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、妊婦一般健康診査14回分と超音波検査6回分を公費負担とします（検査項目①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導、④妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査）。
- ・今後も医療機関等の協力を得て、全ての妊婦が必要な時期に受診できる体制を維持します。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量の見込み 延べ受診人数／月	307	290	273	258	243
確保方策(提供体制) 健診回数	3,684	3,480	3,276	3,096	2,916

・「需要量の見込み」は、第二期計画の実績を基に算出しています。

(4) 産後ケア事業

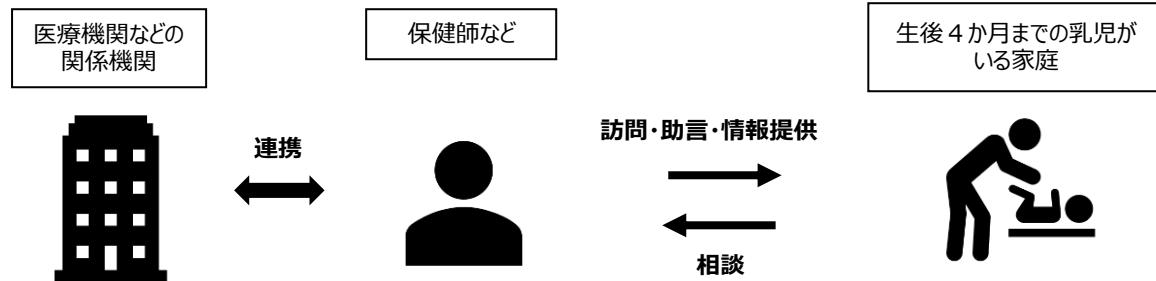
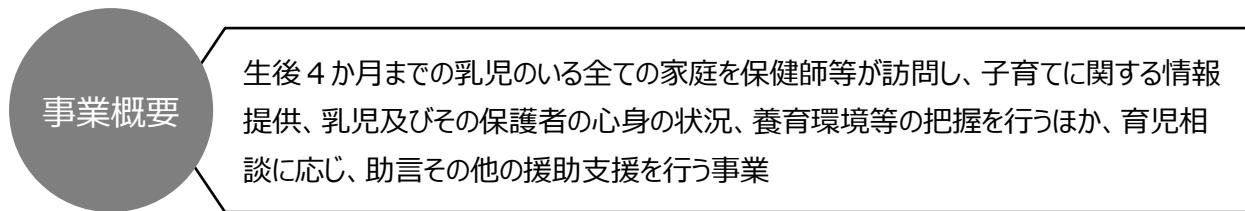


対象	事業目的
生後1年未満の乳児を持つ母親（デイケア型については生後4か月未満）	助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行います。
実施内容・確保方策（提供体制）	
<p>・市内の医療機関（1か所）において実施し、助産師による授乳の相談、沐浴などの育児指導や育児の相談、赤ちゃんの体重測定、母親の身体と心のケア、休息（デイケア型のみ）など、1回の出産につき、デイケア型、訪問型合わせて5回までの利用分を公費負担します。</p>	

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量の見込み 延べ利用人数／年	121	115	109	103	98
確保方策（提供体制） 延べ利用人数／年	121	115	109	103	98

・需要量の見込みは、出生数等の見込みを基に本市の実状に合わせて算出しています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業



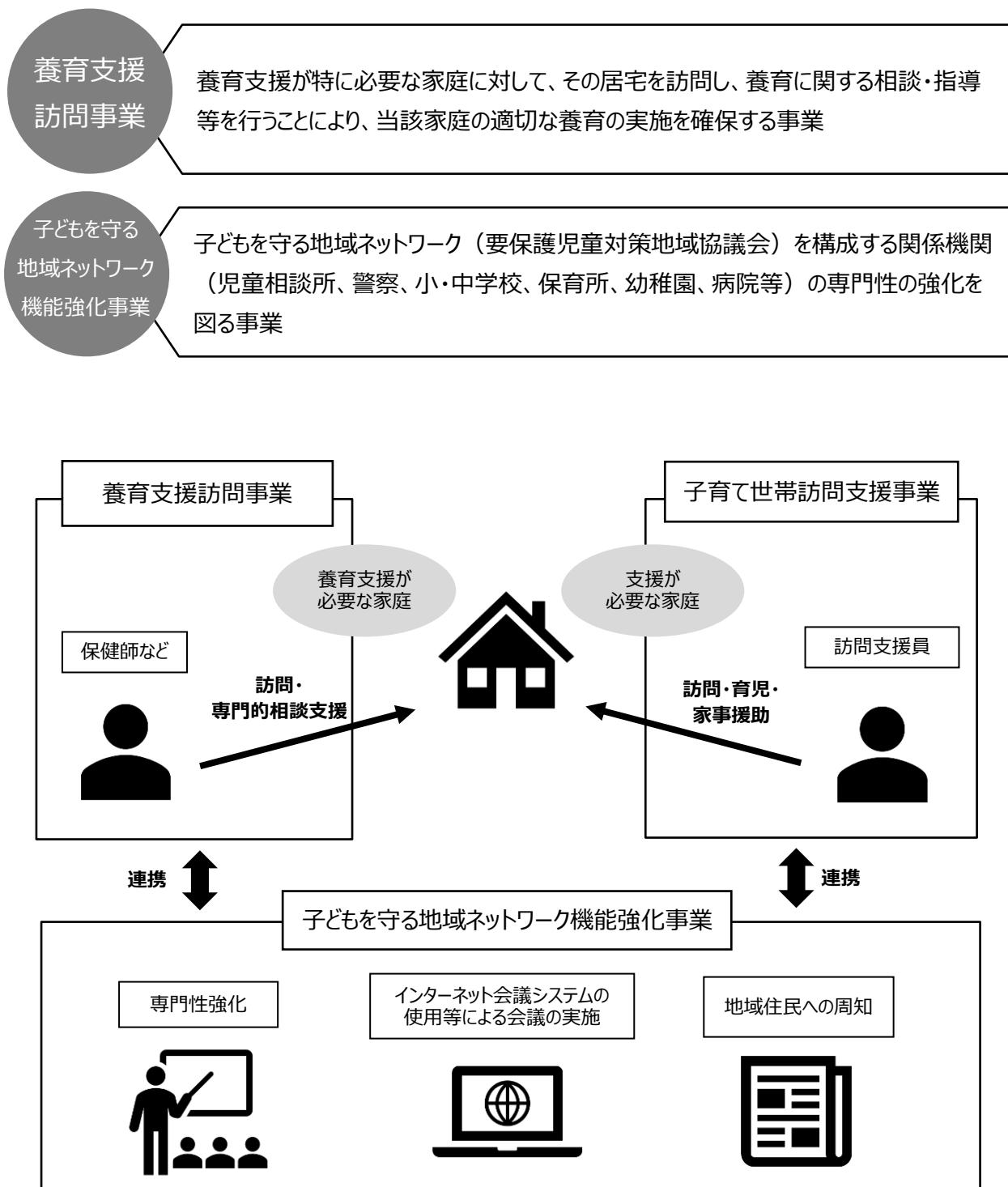
対象	事業目的
生後4か月までの乳児がいる全ての家庭	出産後、早期に家庭訪問を実施することにより、育児の相談、助言を行い子育ての孤立化を防ぐとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに成長できるよう支援します。

実施内容・確保方策(提供体制)					
・育児等に関する不安や悩みの聴取、子育て支援に関する情報提供、要支援家庭に対するサービスの提供や関係機関との連絡調整等を通して、乳児のいる家庭の地域からの孤立化を防ぎ、母親や家族が安心して子育てができる環境づくりを行うため、全戸訪問を実施します。					
・訪問結果に応じた継続支援の取組や関係機関等との連携を図り、適切な支援に努めます。					
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量の見込み 延べ訪問件数／年	336	318	301	285	270
確保方策(提供体制) 訪問実施率／%	100	100	100	100	100

・需要量の見込みは、出生数等の見込みと第二期計画の実績を基に算出しています。

(6) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

(その他要保護児童等の支援に資する事業)



①養育支援訪問事業**②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**

対象	事業目的
①0歳～5歳の児童がいる養育支援が必要な家庭	①子育てに関する不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する相談・指導及び子育て経験者等による育児・家事援助を実施し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。
②児童とその保護者	②児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図ります。

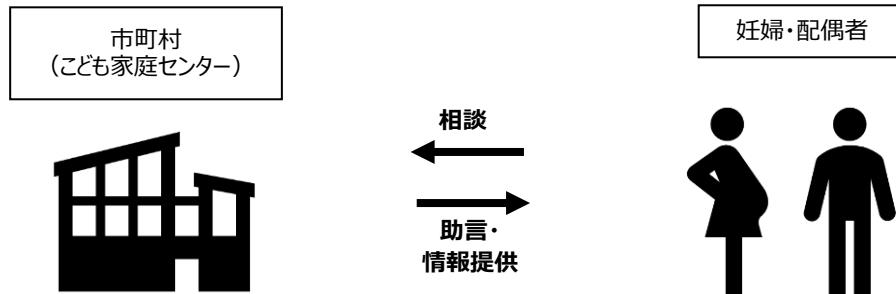
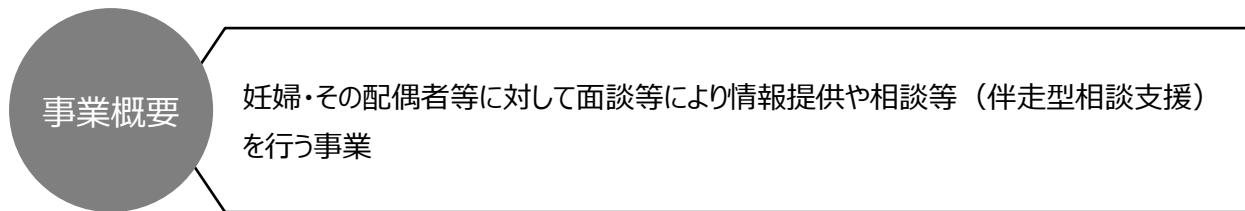
実施内容・確保方策(提供体制)

- ①乳児家庭全戸訪問事業や児童虐待相談等により、児童の養育に支援が必要と判断した家庭に対し、保健師が専門的な相談・指導を行います。
- ②児童虐待のリスクを抱える家庭に対し、子どもを守る地域ネットワークを活用し、未然防止に向け早期に関係機関と連携しながら支援の強化を図ります。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量の見込み 実訪問人数／年	2	2	2	2	2
確保方策(提供体制) 訪問実施率／%	100	100	100	100	100

・需要量の見込みは、実績を考慮し算出しています。

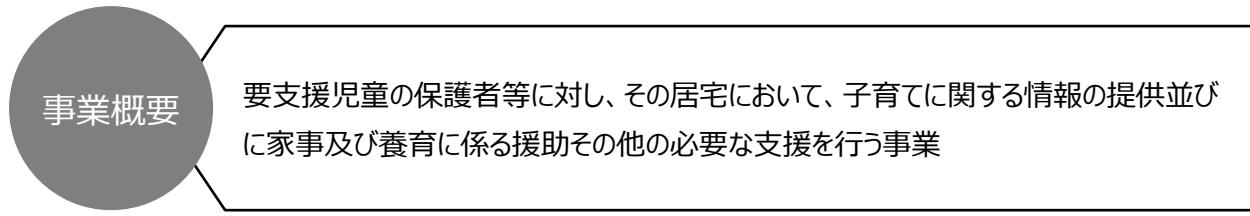
(7) 妊婦等包括相談支援事業



対象	事業目的									
妊産婦とその配偶者	妊産婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ります。									
実施内容・確保方策(提供体制)										
・妊娠届出時、妊娠8か月前後及び出生届出後の計3回、保健師による面談等を行います。										
需要量の見込み	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度					
	妊娠届出数	349	334	319	304					
	1組当たり面談回数	3	3	3	3					
面談実施合計回数		1,047	1,002	957	912					
確保方策(提供体制)		1,047	1,002	957	912					
こども家庭センター					867					
延べ面談回数/年										

・需要量の見込みは、出生数等の見込みを基に本市の実状に合わせて算出しています。

(8) 子育て世帯訪問支援事業



市町村 訪問支援員 親子・妊婦



対象	<p>①保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者</p> <p>②食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者</p> <p>③若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦</p> <p>④その他、事業の目的に鑑みて、本事業による支援が必要と認められる者（支援を要するヤングケアラー等を含む。）</p>
事業目的	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

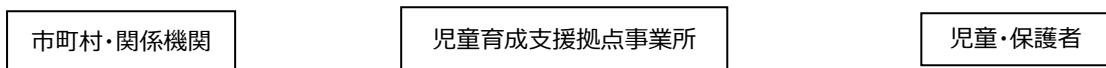
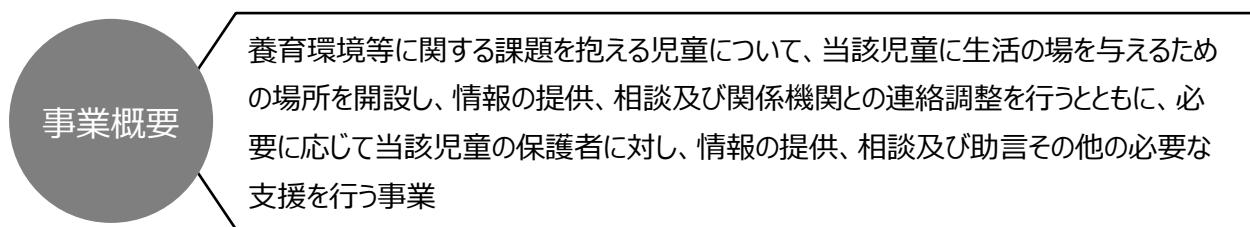
実施内容・確保方策（提供体制）

- ・食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等を行います。
 - ・育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等を行います。
 - ・子育て等に関する不安や悩みの相談に乗ります。
- ※保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除きます。
- ・地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報を提供します。
 - ・支援対象者や児童の状況と養育環境など、把握された内容は訪問支援員と市が共有し、さらなる支援に役立てます。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量の見込み 延べ人数／年	48	48	48	48	48
確保方策（提供体制） 延べ人数／年	48	48	48	48	48

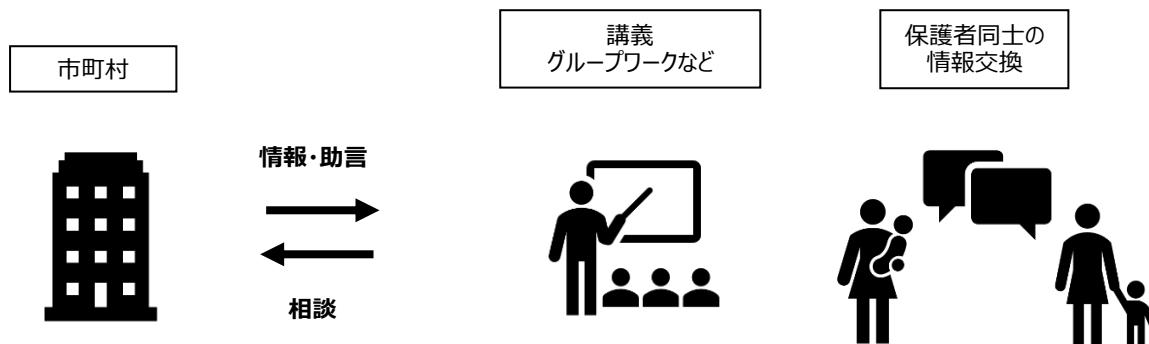
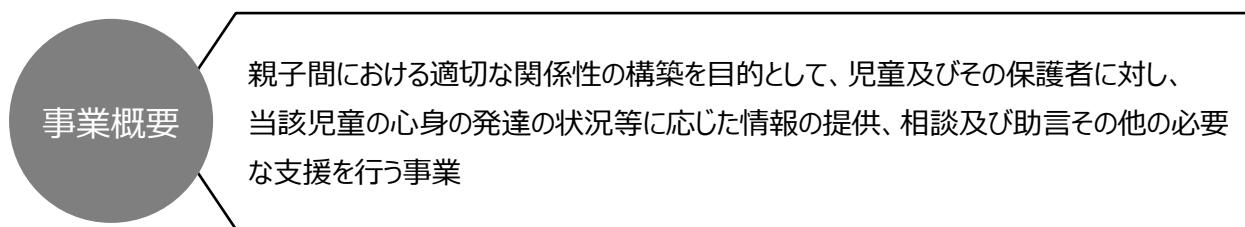
・需要量の見込みは、利用が想定される世帯数を基に本市の実状に合わせて算出しています。

(9) 児童育成支援拠点事業



対象	①養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者 ②家庭以外の居場所に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者 ③その他、支援を行うことが適切であると判断される主に学齢期以降の児童及びその保護者
事業目的	養育環境等に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。
実施内容・確保方策(提供体制)	
本事業に対するニーズの把握に努め、本市における事業の実施形態を研究し、将来的な事業の実施にむけて検討します。	

(10) 親子関係形成支援事業



対象	<p>①保護者に監護せざることが不適当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者</p> <p>②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者</p> <p>③乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により当該支援が必要と認められる児童及びその保護者</p>
事業目的	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

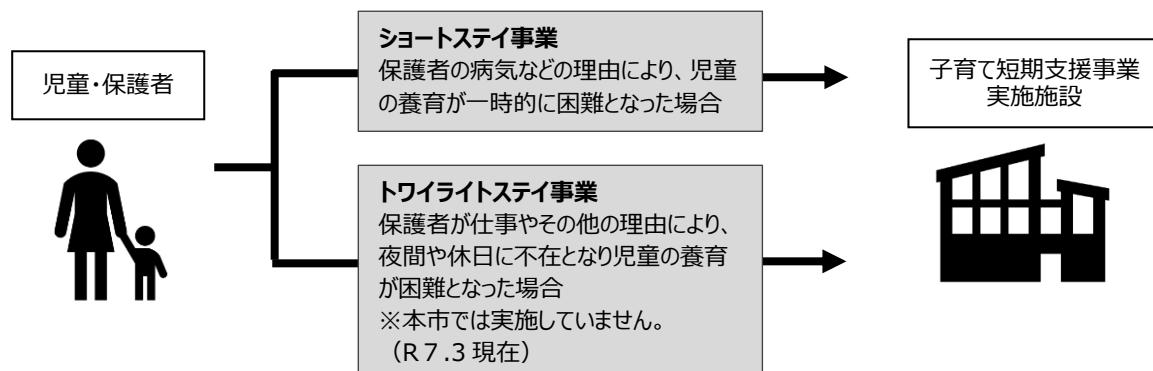
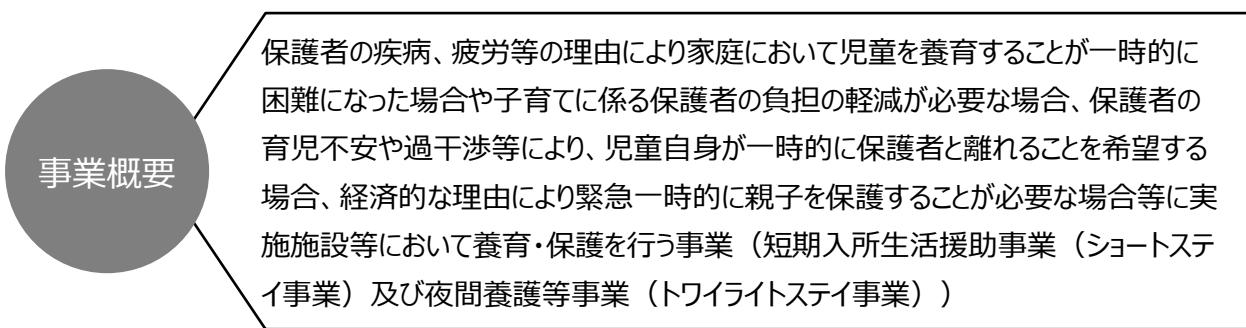
実施内容・確保方策(提供体制)

- ・親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレンツ・トレーニング等を実施します。
- ・同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量の見込み 実利用人数／年	9	9	9	9	9
確保方策(提供体制) 実利用人数／年	9	9	9	9	9

・需要量の見込みは、類似事業の実績を考慮し本市の実状に合わせて算出しています

(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）



対象	事業目的
児童（1歳～17歳）とその保護者	保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらこども及びその家庭の福祉の向上を図ります。

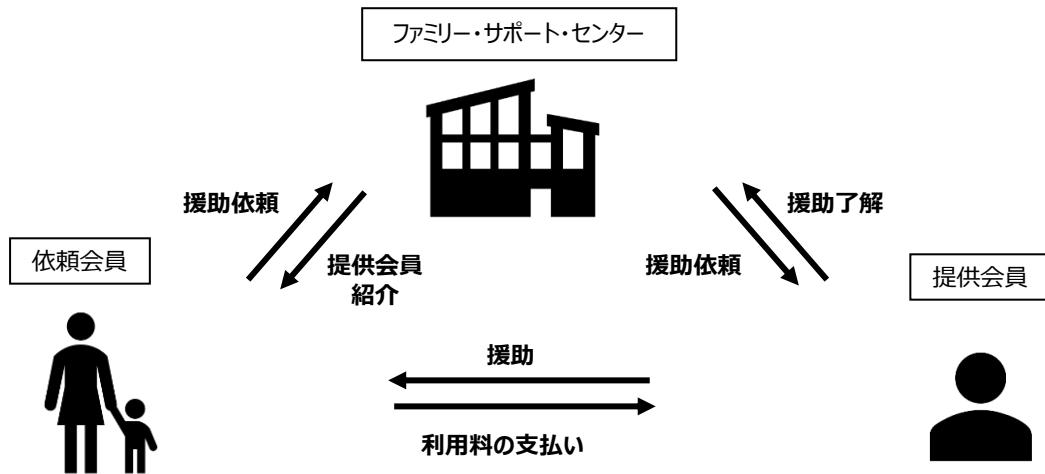
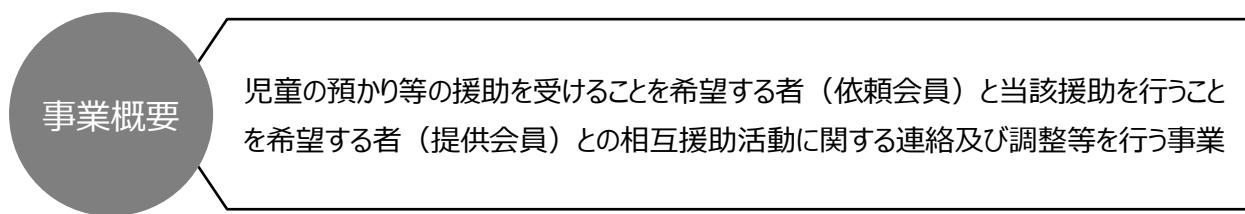
実施内容・確保方策（提供体制）

- 市内には児童養護施設がないため、市外の児童養護施設（仁木町・蘭越町・岩内町・札幌市北区）が受入先となり、養育を受けることが一時的に困難となった児童の養育・保護を行います。
- 市内里親宅と委託契約を結び、市内の受け入れ先を確保し、養育を受けることが一時的に困難となった児童の養育・保護を行います。
- 利用希望があった際に迅速に対応できるよう、実施施設の空き状況を定期的に確認し、現状把握に努めます。
- 今後においては、受入先を確保するため、現在の実施施設数を確保すると共に、利用人数がさらに増えた場合は実施施設数の増加について検討します。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量の見込み 実利用人数／年	9	9	9	9	9
確保方策（提供体制） 実施施設数	7	7	7	7	7

・需要量の見込みは、第二期計画の実績を考慮し算出しています。

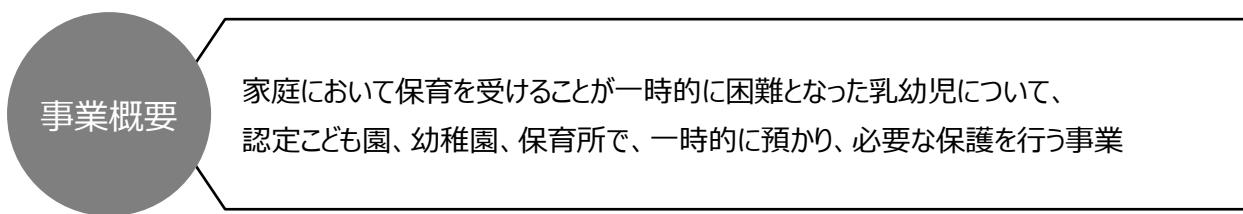
(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）



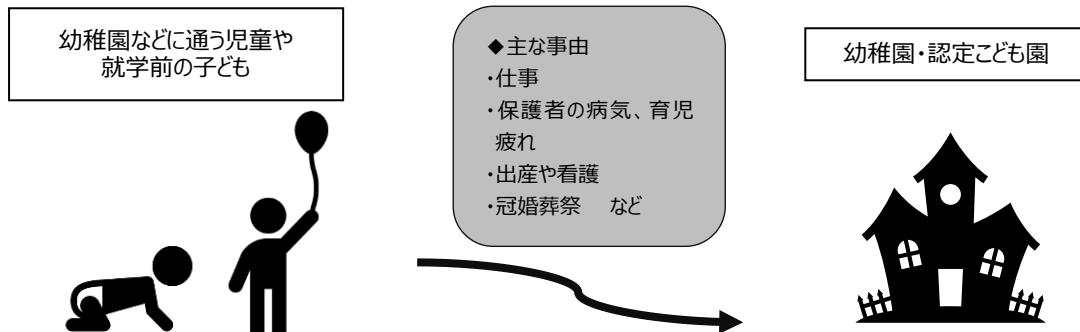
対象	事業目的
児童（0歳～小学校6年生）とその保護者	保護者の多様なニーズに対応できるよう、地域における子育ての相互援助活動を推進し、仕事と子育ての両立等を支援します。
実施内容・確保方策（提供体制）	
<ul style="list-style-type: none"> ・N P O法人との委託契約により、市内に設置しているファミリー・サポート・センターが、送迎や預かり、病気時の支援等様々な援助活動に関する会員間の連絡及び調整を行います。 ・ホームページや広報誌での周知、各施設へのリーフレットの配布等により、事業の更なる周知のための取り組みを進めます。 ・より円滑な援助活動の推進及び提供会員の更なる増加に向けて、「提供会員養成講習会」を継続して実施し、提供会員の確保に努めます。 	

・需要量の見込みは、第二期計画の実績を考慮し算出しています。

(13) 一時預かり事業



①幼稚園、認定こども園における一時預かり（幼稚園型）



対象	事業目的									
幼稚園等に在園する児童とその保護者	幼稚園、認定こども園において通常の教育時間以後や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象に実施することにより、保護者の育児負担を軽減します。									
実施内容・確保方策（提供体制）										
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、認定こども園での一時預かりは、通常の教育時間以降の時間や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象として実施します。 保護者の育児負担の軽減に資する事業であり、ニーズ動向を把握しながら実施していきます。 										
需要量の見込み延べ利用人数／年	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度					
幼稚園等における一時預かり（1号認定）※1	654	621	570	528	517					
幼稚園等における一時預かり（2号認定）	46,206	43,819	40,273	37,272	36,522					
合計	46,860	44,440	40,843	37,800	37,039					
確保方策（提供体制）延べ利用人数／年	212,640	212,640	212,640	212,640	212,640					

・需要量の見込みは、ニーズ調査結果を基に国が示した手引きにより算出しています。

・確保方策（提供体制）は、各施設の定員から算出しています。

※1 私学助成を受ける従来型の幼稚園の「預かり保育」を含む

②保育所等における一時預かり（一般型）

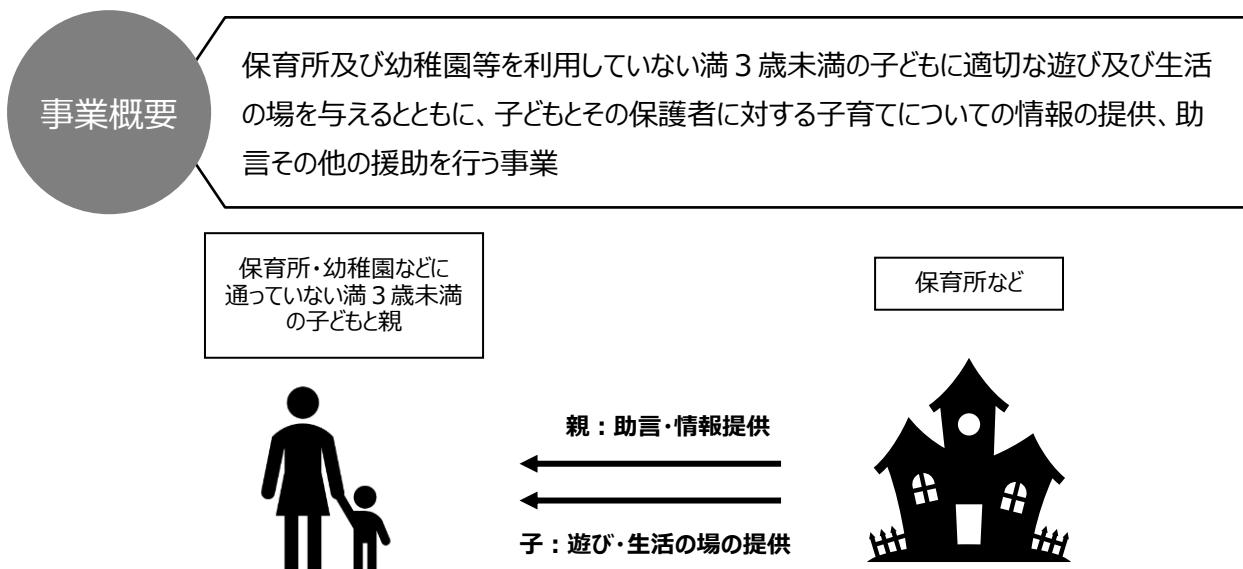


対象	事業目的									
在園児以外の就学前児童とその保護者	保育所等において一時的に保育を必要とする児童を預かるにより、保護者の育児負担を軽減します。									
実施内容・確保方策(提供体制)										
<ul style="list-style-type: none"> 保育所での一時預かりは、通常保育の対象とならない保護者の週2、3日程度の就労や、急病や入院などに伴う緊急・一時的な保育又は保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などのため、一時的に保育を必要とする児童を対象として実施します。 市外在住者で、出産や介護等により一時的に市内に里帰りした場合は、市外の保育所等に在籍している就学前児童も本事業の対象として実施します。 保護者の育児負担の軽減に資する事業であり、ニーズの動向に留意しながら、市全体の実施体制について検討します。 										
	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度					
需要量の見込み 延べ利用人数／年	160	160	160	160	160					
確保方策（提供体制） 延べ利用人数／年	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500					

・需要量の見込みは、第二期計画の実績を基に算出しています。

・確保方策（提供体制）は、2施設の利用定員数の合計×300日で算出しています。

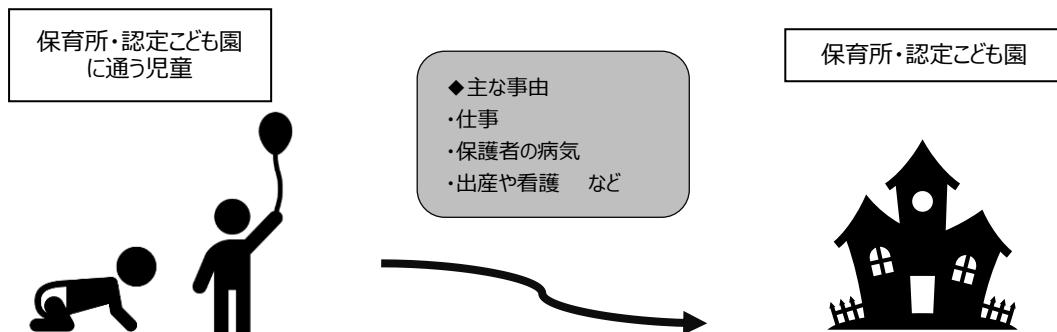
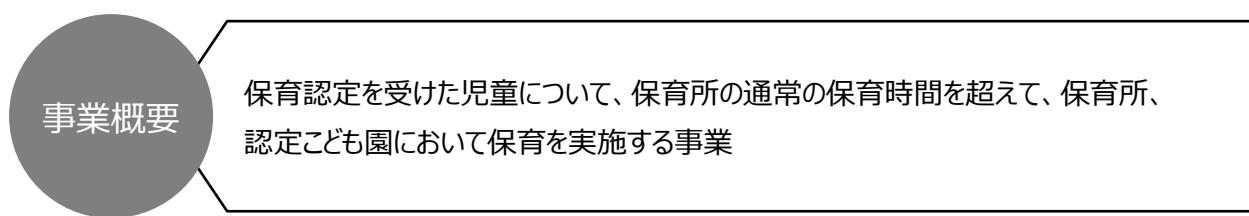
(14) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）



対象	事業目的									
保育所及び幼稚園等を利用してない満3歳未満の子どもとその保護者	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。									
実施内容・確保方策(提供体制)										
・令和7年度は、本市における事業の実施体制など課題の整理を行い、令和8年度からの本格実施に向けた準備等を進めます。										
		7年度	8年度	9年度	10年度					
0歳児	需要量の見込み 延べ利用人数／年	0	2,376	2,376	2,376					
	確保方策(提供体制) 延べ利用人数／年	0	2,376	2,376	2,376					
1歳児	需要量の見込み 延べ利用人数／年	0	2,112	1,848	1,584					
	確保方策(提供体制) 延べ利用人数／年	0	2,112	1,848	1,584					
2歳児	需要量の見込み 延べ利用人数／年	0	1,584	2,112	1,584					
	確保方策(提供体制) 延べ利用人数／年	0	1,584	2,112	1,584					

・需要量の見込みは、国が示した手引きを基に年間延べ利用人数で算出しています。

(15) 時間外保育（延長保育）事業



対象	事業目的
保育所等に在園している児童	保育所、認定こども園の通常の保育時間を超えて保育認定を受けた児童を保育することにより、保護者の多様な就労形態や超過勤務に対応し、仕事と子育ての両立を支援します。

実施内容・確保方策(提供体制)

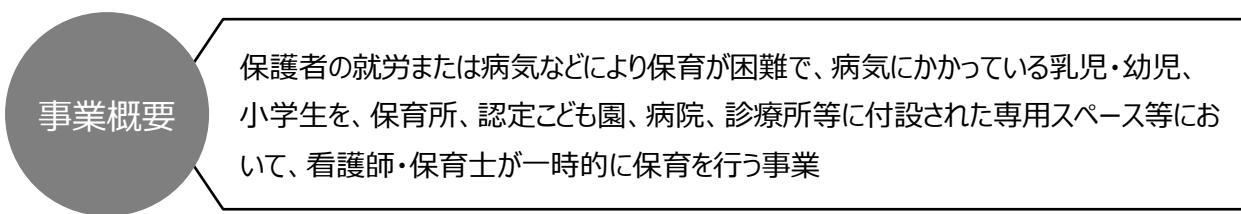
- ・認可保育所において、保護者の就労形態の多様化、超過勤務などに伴う保育需要に応えるため、開所時間を午後7時まで延長して保育を実施します。
- ・仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえながら、市全体の実施体制について検討します。

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量の見込み 実利用人数／年	635	635	635	635	635
確保方策（提供体制） 実利用人数／年	859	859	859	859	859

・需要量の見込みは、第二期計画の実績を基に算出しています。

・確保方策は、各施設の定員から算出しています。

(16) 病児（病後児）保育事業

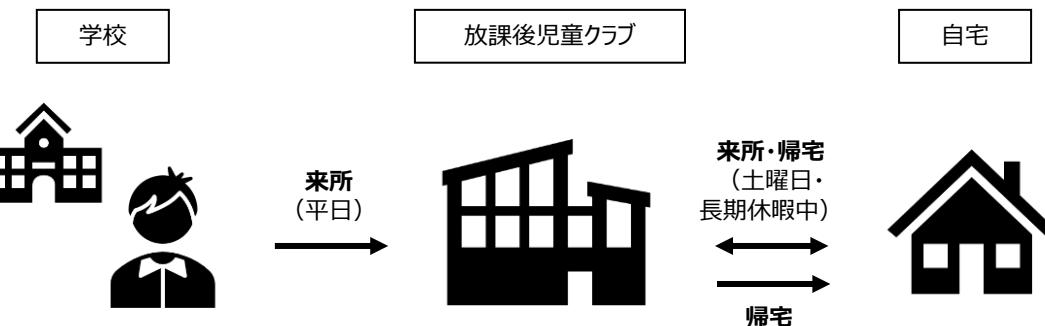
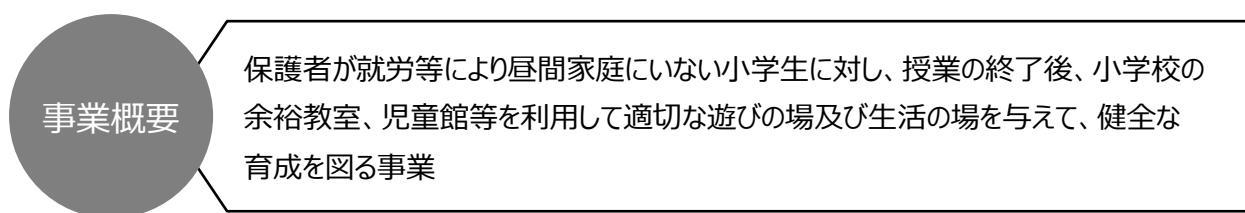


対象	事業目的
児童（市内の保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設及び小学校に通う1歳から小学校6年生）とその保護者	児童が病気、または病気回復期にあり集団保育が困難で、かつ保護者が勤務等の都合により家庭での保育ができない期間について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士が一時的に保育をすることにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。
実施内容・確保方策（提供体制）	
<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園の専用施設（民営1か所）において、実施します。 仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえながら、市全体の実施体制について検討します。 	

・需要量の見込みは、第二期計画の直近の実績を基に算出しています。

・確保方策は、1日の利用定員3人×240日で算出しています。

(17) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）



対象	事業目的
就学児童（小学校1～6年生）とその保護者	保護者が安心して就労等ができるよう放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、適切な遊びや生活を通して児童の健全な育成を図ります。

実施内容・確保方策（提供体制）

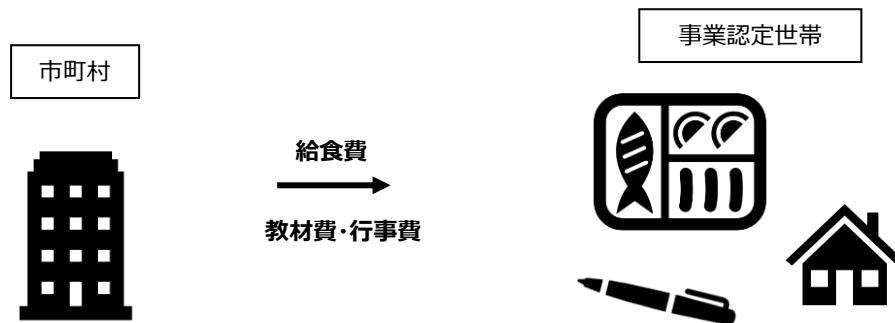
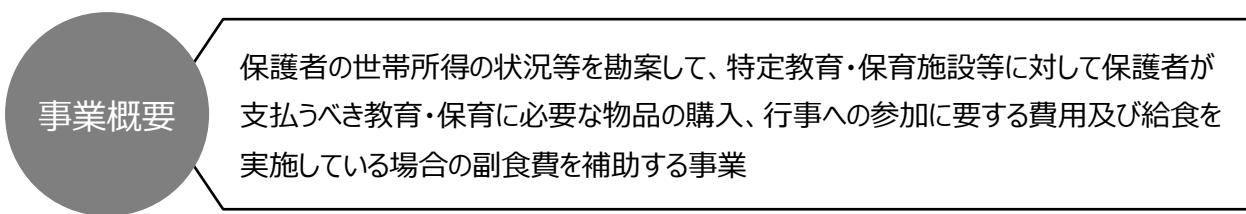
- ・小学校及び塩谷児童センター（委託契約により実施）において放課後児童クラブを開設し、利用を希望する児童の受入れに努めるとともに、必要に応じて施設の整備、改修を行います。
- ・放課後や長期休暇中に小学校の余裕教室を活用して、学習や体育活動などの機会を提供する「放課後子供教室」の開設について、その基本となる「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、放課後児童クラブとの一体的な又は連携した展開を目指し、検討を行います。

		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
需要量の見込み 実利用人数／年	1年生	238	224	231	228	189
	2年生	288	201	189	195	193
	3年生	196	204	142	134	138
	4年生	80	82	85	59	56
	5年生	39	29	29	30	21
	6年生	15	16	12	12	13
	合計	856	756	688	658	610
確保方策（提供体制） 実利用人数／年		857	857	857	857	857

・需要量の見込みは、第二期計画の直近の実績を基に算出しています。

・確保方策は、各クラブの定員の合計から算出しています。

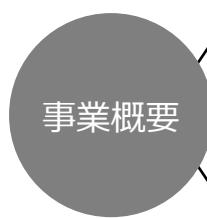
(18) 実費徴収に係る補足給付事業



対象	事業目的											
特定教育・保育施設等の利用世帯（所得制限あり）	物品の購入や行事への参加に要する費用等の一部を補助することで、円滑な教育・保育の利用が図られ、児童の健やかな成長を支援します。											
実施内容・確保方策（提供体制）												
・事業の周知を図り、今後も引き続き、対象者への助成事業を行います。												
需要量の見込み 延べ利用人数／年	1号認定	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度						
	2・3号認定	100	100	100	100	100						
	新1号認定	0	0	0	0	0						
	合計	130	130	130	130	130						
	確保方策（提供体制） 延べ利用人数／年	130	130	130	130	130						

・需要量の見込み及び確保方策は、第二期計画の直近の実績を基に算出しています。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業



多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するなど良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業

実施内容・確保方策(提供体制)

本市では、現在実施しておりません。今後、新規参入事業者からの相談や特別な支援が必要な子どもの受入体制の構築について相談があった場合、必要に応じて事業の実施について検討します。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保

① 教育・保育の一体的な提供の推進

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度により、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」及び全ての家庭を対象に地域のニーズに応じた「地域子ども・子育て支援事業」が創設されました。

特に、認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の教育・保育を一体的に行う施設であり、国において、教育・保育の一体的な提供の必要性に鑑み、設置の促進を図ることとされています。

【認定こども園への移行の支援】

- ・第二期計画の期間中に移行の希望があった施設には、相談に応じながら円滑な移行の支援を行いました。引き続き、移行を希望する施設には、相談に応じながら、その円滑な移行を支援します。

【研修機会の確保】

- ・幼児教育・保育の質の確保・向上を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修機会の確保に努めます。

② 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進

認定こども園、保育所や幼稚園等から義務教育段階へと子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校への接続が円滑に行われるよう、保育・教育の相互理解を進めることや情報の共有など一層の連携を図る必要があります。

【就学前後の連携】

- ・保育所では「保育所保育児童要録」を、幼稚園では「指導要録の抄本又は写し」を小学校へ引継ぎ、就学に際しての連携を行います。
- ・幼稚園や保育所等では、幼児の就学後の生活や学習への理解を深める取組に努めるとともに、小学校との相互訪問による交流などにより連携を図ります。
- ・発達に特別な支援が必要な子どもについて、子どもの特性や支援の内容を小学校へ円滑に引き継ぐことができるよう努めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国は、「子ども・子育て支援法」の一部を改正（令和元年10月1日施行）し、子ども・子育て支援新制度における幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を3歳以上は無償化するとともに、新制度下にない、私学助成を受ける従来型の幼稚園、認可外保育施設等の利用者への新たな給付制度「子育てのための施設等利用給付」を創設しました。本市においては、「子育てのための施設等利用給付」の円滑な実施の確保ができるよう、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について市内の幼稚園、保育所、認定こども園等と連携し対応します。また、公正かつ適正な支給の確保のため、北海道と情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接に連携を図ります。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

共働き家庭が増加している中で、仕事の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する例も見受けられ、仕事と子育ての両立を希望する方を支援する環境の整備が求められています。

【相談支援の充実】

- ・保護者が産休明け又は育児休業明けの希望する時期に、教育・保育施設や地域型保育事業の利用が円滑に図れるよう、「利用者支援専門員」の配置により、個々のニーズに沿ったサービスの情報提供や相談支援に努めます。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

① 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止対策については、国は、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕著化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和4年6月に児童福祉法を改正しました。それらの趣旨等を踏まえ北海道や関係機関との連携の強化を図りながら、児童虐待防止に取り組む必要があり、本市においては、主に次の事項に取り組みます。

【子どもの権利擁護の普及啓発】

- ・体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、こども家庭センター・保育所、学校等を活用して普及啓発に取り組みます。

【児童虐待の発生予防・早期発見】

- ・令和6年4月に設置した「こども家庭センター」において、子どもや妊産婦の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて、地域の保健・医療・福祉に関する機関と連絡調整を行い、子どもや妊産婦等の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行います。
- ・妊産婦や子育て世帯、子どもが気軽に相談できる「地域子育て相談機関」の設置に努めます。
- ・要支援児童及び要保護児童がいる世帯に対し、子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業などに取り組み、適切な支援を行います。

【児童虐待発生時の迅速・的確な対応】

- ・虐待通告を受理した場合、「小樽市児童虐待防止対応マニュアル」に則り、迅速・的確な対応を徹底します。
- ・子どもを守る地域ネットワークに所属する関係団体との連携を更に強化し、子どもの置かれた状況も含めた個別ケースに関して情報共有を図り、定期的な把握を行います。

【社会的養護施策との連携】

- ・社会的な養護の支援が必要な子どもに対し、適切な支援が行えるよう、市内里親の確保や児童養護施設、母子生活支援施設の活用による支援体制の整備に努めます。

② ヤングケアラーの支援について

【ヤングケアラーの早期発見・適切な支援】

- ・令和6年4月に設置した「こども家庭センター」を支援対応窓口として、ヤングケアラーの早期発見や適切な支援を図れるよう小学校や中学校などとの連携強化を図ります。
- ・ヤングケアラーの疑いのある児童に気づいた場合は、その児童に係る関係機関と情報共有を行い、支援が必要な場合は、関係機関と連携しながら対応します。

③ ひとり親家庭の自立支援の推進

本市においては、ひとり親家庭の自立と生活の安定を支援するため、北海道や関係機関との連携の下で、主に次の事項に取り組みます。

【相談支援の充実】

- ・ひとり親家庭の生活の安定と向上に向けて、「母子・父子自立支援員」を配置し、日常生活の悩みや困りごとの相談を受け、個々の事情に沿った専門家による相談機関の案内や経済的な自立を支援するための情報提供及び求職活動に関する支援を行います。

【就業支援の充実】

- ・母子家庭の母又は父子家庭の父が技能の習得や資格を取得することにより、世帯の経済的自立ができるよう技能の習得や資格取得の支援をするため、「自立支援教育訓練給付金」や「高等職業訓練促進給付金」支給事業などの周知に努め、利用の推進を図ります。

【生活支援等の充実】

- ・ひとり親家庭の子どもへの学習支援として「おたる子ども未来塾」を実施し、少人数指導型での学習の支援や困りごとへの相談など生活支援を行います。
- ・ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めを促進し、継続した養育費の履行確保を図るため、公正証書の作成や家庭裁判所の調停等にかかる費用を補助し、養育費の確保を支援します。
- ・18歳未満の子どもを養育している母親と子どもが、生活上の様々な事情から子どもの養育が十分にできない場合に、一時的に、子どもと一緒に利用できる施設等において、自立に向けた生活を支援します。

④ 障害児施策の充実等

本市においては、障害のある子どもとその家族を支えていくため、北海道や各関係機関との連携の下で、主に次の事項に取り組みます。

【関係機関との連携による支援体制の充実】

- ・妊婦及び乳幼児に対する健康診査等により障害等を早期に発見することや、障害等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供に結び付けていくことなど、保健、医療、福祉、教育等の関係機関との一層の連携を図ります。
- ・未就学児に対して、こども発達支援センターやさくら学園において専門的な相談や療育支援を行い、幼稚園や保育所等の育ちの場において関係機関が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めます。また、「第3期小樽市障がい児福祉計画」との整合性を図りながら、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援体制の一層の充実を図ります。

【医療的ケア児への支援体制の強化】

- ・平成28年6月の児童福祉法の一部改正により、人工呼吸器を装着している児童やその他の日常生活を営むために医療的ケアを要する状態にある児童（いわゆる「医療的ケア児」）の支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の連携の一層の推進に努めることとされ、令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されています。
- ・本市では、令和3年7月から「小樽市医療的ケア児及びその家族に対する支援検討会議」を設置しており、医療的ケア児等コーディネーターや関係機関と連携しながら、適切な支援体制の強化に取り組みます。

【子どもを支える体制の強化】

- ・身体の障害や自閉症、注意欠陥・多動性障害（ADHD）等の発達障害がある子どもが、保育所等において、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、その子が自立し、社会参加するために必要な力を養うよう、幼稚園教諭や保育士などの研修参加などによる資質向上を図りながら、特別な支援が必要な子どもを支える体制の更なる強化に取り組みます。

8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにする ために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

① 働きやすい職場環境の整備

労働者に係る育児休業等の取得を促進するなど、子育て支援に積極的に取り組んでいる事業者を支援することで、企業における子育て支援環境の整備を促進することにより、保育の受け皿確保と併せ、待機児童問題の解消を図るとともに、仕事と子育てとの両立に資することを目的とした「中小企業子ども・子育て支援環境整備事業」が令和3年10月1日に施行されました。

本市においては、労働環境の改善のため、労働実態調査により労働環境の実態を把握し、最低賃金制度等の周知や労働安全衛生体制の啓発に努めるとともに、勤労者福祉の向上のため、共済制度などの充実や男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などに基づく雇用制度の啓発活動を促進し、子育て世代が働きやすい環境づくりに努めます。

② ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

仕事と家庭が両立した生活（仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランス）の実現には、年次有給休暇の取得促進や労働時間の是正などの対策や、多様な働き方が選択できる環境の整備など労働者の健康と生活に配慮した施策とともに、企業意識の改革、社会意識の醸成などに継続して取り組む必要があるため、企業や民間団体に対するワーク・ライフ・バランスの理解促進や労働環境の整備に向けた周知を図ります。

9 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村に おいて子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携

全ての妊娠婦、子育て家庭、子どもへ一体的に相談支援を行い、様々な資源による支援をつなぐ機能を有する「こども家庭センター」を令和6年4月に開設しました。

「こども家庭センター」では、妊娠婦、子どもとその家庭が安心した生活を継続できるよう、「母子保健」と「児童福祉」が一体となり、健康の保持・増進に関する支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じた支援を切れ目なく行います。相談者の思いや希望を確認し、さまざまな機関の制度や支援につなげができるよう、保健師や社会福祉士、利用者支援専門員、家庭児童相談員などの専門家が相談者の気持ちに寄り添いながら相談に対応します。

また、幼稚園、保育所、認定こども園や学校との連携強化を図り、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供に努めるとともに、妊娠婦、子どもとその家庭の身近な相談先となる地域子育て相談機関の設置に努めます。

10 放課後児童対策について

こども家庭庁と文部科学省では、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組が令和5年度まで推進されてきました。

着実に放課後児童対策は進められてきましたが、受け皿整備を追い風に、更なる利用希望や安全・安心な居場所を求める声の増大により、放課後児童クラブのニーズは年々増加していること、新型コロナウイルス感染症の影響で、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保、小学校内等の実施場所の確保などが課題となり、放課後児童クラブの受け皿整備が当初の見込みを下回ったこと等から、待機児童数は依然として約1.6万人存在しています。依然として、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充は、喫緊の課題となっています。

これらの状況を踏まえつつ、放課後児童対策を一層強化し、子どものウェルビーイングの向上と共に働き・共育の推進を図るために、取り組むべき対策として、予算・運用等の両面を盛り込んだ総合的な「放課後児童対策パッケージ」が令和5年12月にまとめられました。

「新・放課後子ども総合プラン」と「放課後児童対策パッケージ」の関係性について

「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブの待機児童の解消を目指し、令和5年度末までに合計約152万人分の受け皿を整備することとしていた目標は達成が出来ていませんが、可及的速やかに達成することが求められています。そのため、「こども未来戦略」（令和5年12月閣議決定）における「加速化プラン」においてもこの目標を改めて示しています。

「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度で終了しましたが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、喫緊の課題を解決するためにも、都道府県・市町村と国が連携し、「こどもまんなか」な放課後を実現するため、受け皿整備の推進や全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策など集中的に取り組む内容をまとめたものが「放課後児童対策パッケージ」です。

【国の取り組みを踏まえた本市の取組目標】

- ・本市について、放課後児童クラブにおいて待機児童は発生していないものの、今後も受け入れ体制確保の継続に努めます。
- ・放課後児童クラブは学校の協力のもと、余裕教室等又は敷地内の専用建物で開設しており、引き続き安全・安心な居場所の確保に努めます。また、教育委員会及び学校と密に連携・連絡を図りながら、必要に応じて会議を開くなど、円滑な運営に努めます。
- ・教育部が土曜日に実施している「地域子ども教室」については、市内小学校17校のうち、令和10年度に11校で開設することを目標としており、引き続き地域ボランティア等と連携したプログラムの拡大に努めます。また、放課後児童クラブは校内交流型として、多様な体験・活動を行うことができるよう「地域子ども教室」への参加を促します。

11 子どもを地域で守る取組について

① 子どもの貧困対策

令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものとして「こども大綱」が令和5年12月に閣議決定されました。

この「こども大綱」を踏まえ、平成26年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が、令和6年6月に「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。

「こども大綱」における、子どもの貧困対策について

今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きているこどもがいる。子どもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる。子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む。貧困及び貧困の連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならない。子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。どのような状況にあるこどもであっても、こうした支援を届けることにより、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、今後の我が国の成長・発展にもつながるものとも言える。

出典：「こども大綱」第3こども施策に関する重要事項 1-(4)子どもの貧困対策より

本市においては、「こども大綱」及び「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の内容を踏まえて、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないことや多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、子どもが健やかで幸せに成長できる社会を実現できるような環境づくりに努めていくために、国が示す計画に沿って、次の事項に取り組みます。

【教育・学習の支援】

教育や学習の機会が均等に図られるように、就学の援助や、低所得の世帯の子どもへの学習・生活支援事業などを行います。

【生活の安定に資するための支援】

低所得の世帯の子どもやその保護者の生活に関する相談に適切に対応し、子どもと保護者が安心して過ごせる生活基盤を確保できるよう支援します。

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

就職に結びつきやすい資格取得のための給付や、就労に向けた各種支援により、安定的で自立した生活を送ることができるよう支援します。

【経済的支援】

医療費助成や児童扶養手当など、経済的な支援の着実な実施に努めるとともに、ひとり親家庭の養育費確保の支援を行います。

【必要な支援の利用を促す取組】

国や北海道、市の各種支援制度について、必要な方に必要な情報が届くように、相談窓口や支援制度の内容について広く周知を図ります。

② 子どもの居場所づくり

北海道では、子どもが安心して利用できる場や、地域全体で子どもを育てる場、交流の場となる子どもの居場所づくりを進めています。本市においても、子どもたちが地域とつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、地域住民のほか、学習支援や食事の提供を行う地域の団体との連携した支援に取り組みます。

また、児童館等を活用した居場所づくりにも取り組み、児童館等の児童福祉施設の整備とともに関係機関との連携を図ります。

第5部 計画の策定・推進

第5部 計画の策定・推進

1 計画の策定・推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。このため、庁内関係部署間の有機的な連携とともに、国・北海道や関係機関との連携をさらに強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

1. 子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催します。

2. 庁内体制の整備

子育て支援に関わる関係部局が連携・協力して、横断的な取組を積極的に進めます。

2 関係機関との連携

保健・医療・福祉・教育・労働などの関係機関・団体による地域活動を核としつつ、N P Oやボランティア団体などの子育て支援団体との連携を図りながら、地域での子育て支援を進めます。また、地域全体で主体的に子育て支援に取り組むために、市民が子育て支援に関わる共通認識を持てるよう、計画内容の周知・啓発に努めます。

3 計画の達成状況の点検・評価・見直し

第三期計画の推進に当たっては、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度、点検・評価を行っていきます。

また、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等により、計画に定めた需要量の見込みや確保方策と実績が大きく乖離した場合には、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。

資 料 編

資料編

1 小樽市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日条例第26号
改正 令和2年12月22日条例第31号
令和5年3月17日条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、小樽市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 経済団体の推薦を受けた者
- (3) 労働者団体の推薦を受けた者
- (4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員（議長である委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の会議への出席)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求める、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部において行う。

（令2条例31・一部改正）

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令2. 12. 22条例31）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令5. 3. 17条例1）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 用語説明

行	用語	説明
あ	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。
	エジンバラ産後うつ質問票	世界各国で使用されている、産後うつ病のスクリーニングを目的として作られた 10 項目の質問票。
	おたる子ども未来塾	ひとり親世帯、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生及び高校生等（高校中退者及び中卒者含む）を対象に学習支援を行うとともに、生徒とコミュニケーションを図り、生活面での相談や進学の相談に応じるなどの、生徒の将来の自立に向けた包括的な支援を行う事業。
	小樽市総合計画	小樽市におけるまちづくりの基本となる計画であり、本計画の上位計画に位置づけられる。第 7 次小樽市総合計画として、計画期間は令和元年から令和 10 年の 10 年間とし、人口減少・少子高齢化への対応、まちづくり施策、市政運営など社会情勢の変化や市民ニーズ等を踏まえ、毎年度効果的な事業を検討し、優先順位をつけて事業を実施する。
か	確保方策（提供体制）	需要量の見込みに対する供給量（確保の状況）及び提供区域内の利用定員や整備目標の設定。
	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（1～5 人まで）を対象に、きめ細やかな保育を家庭的な保育者の居宅等で行う保育事業。
	居宅訪問型保育	住み慣れた住宅（利用する保護者・子どもの居宅）において、1 対 1 を基本として行う保育事業。
	グループワーク	参加者を少人数のグループに分け、設定したテーマに沿って討論や制作作業を行い、最終的に導き出した結論や制作物を発表すること。
	コホート変化率法	自然増減と社会増減の要因を区別せず、過去の人口動態から求めた変化率に基づき、将来人口を推計する方法。
	合計特殊出生率	「15～49 歳」までの女性の各年齢の出生率を足し合わせ、1 人の女性が生涯何人の子どもを産むのかを推計したもの。
	こども家庭センター	「母子保健に関する健康保持・増進の相談」や「児童福祉に関する包括的な支援」など各部門が情報を共有しながら、妊娠期から子育て期まで一貫的な相談や支援を行う機関。
	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第 72 条に位置づけられた会議。特定教育・保育施設の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画及び子ども・子育て支援に関する施策の推進に関すること等を審議する。

	子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度。(平成 27 年 4 月施行)
さ	事業所内保育	企業による従業員への仕事と子育ての両立支援施策として、事業所その他様々なスペースで、数人～数十人規模の保育を実施するもの。地域型保育給付を受ける場合は、従業員以外の地域の子どもを受け入れる地域枠を設けなければならない。
	施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所の 3 施設（教育・保育施設）を通じた共通の給付。
	市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条に基づく事業計画。国が示す基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた市町村計画。
	児童虐待	身体的虐待、ネグレクト（養育・保護の怠慢など）、心理的虐待（言葉による脅しや無視など）、性的虐待など。虐待が疑われたり発見した場合、市町村や児童相談所等への通告が法律で義務付けされている。
	社会的養護	保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われている。
	出生率	人口千人当たりにおける出生数の割合。
	需要量の見込み	利用見込み数。現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえて設定したもの。
	生涯未婚率	「45～49 歳」と「50～54 歳」の未婚率の平均値から「50 歳時」の未婚率を算出したもの。
	小規模保育	0 歳から 2 歳までの少人数（定員 6 人～19 人まで）の子どもを対象にし、多様なスペースで、家庭的保育に近い雰囲気の下で行われる保育事業。
た	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等の地域型保育事業に対する給付。
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
	特定地域型保育事業	地域型保育事業のうち、市町村長が地域型保育給付対象施設として、認可及び確認を行ったもの。

な	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も担う特定教育・保育施設。これまで、保護者の就労状況により保育所を退所せざるを得なかった子どもが、認定こども園では、同じ施設で継続的に教育・保育を受けることが可能になる。
は	伴走型支援	深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援。
	ペアレント・トレーニング	保護者が子どもの行動に対し適切に対応するためのスキルや知識を習得すること。
	保育所	2号認定又は3号認定を受けた就学前の子どもが通園する特定教育・保育施設。北海道が設置認可の権限を持つ。
	放課後児童対策 パッケージ	放課後児童対策の一層の強化を図るため、子ども家庭庁と文部科学省が連携し取りまとめた、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策。
や	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者をいう。支援の対象年齢はおおむね30歳未満を中心としているが、状況に応じ、40歳未満の者も対象となる。
	幼稚園	3歳以上の就学前の子どもで1号認定を受けて通園する特定教育・保育施設。このほか、特定教育・保育施設の確認及び施設型給付を受けない（私学助成を受ける）幼稚園もある。
	要保護児童対策地域 協議会	要保護児童等への適切な支援を図ることを目的として、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。
ら	ライフステージ	人間の一生における各段階。特に、人の一生を年齢によって幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区分した、それぞれの時期。
	ロールプレイ	現場や実際の場面を想定し、その中で自分の役割を演じる（疑似体験する）ことで、スキルを身に付けるという学習方法。
	労働力率	15歳以上の人口のうち、働いている人と完全失業者の人数を15歳以上の人口で割ったもの。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」を意味し、働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。

第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

小樽市こども未来部子育て支援課
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
TEL 0134-32-4111（市役所代表）
◇市ホームページでも御覧になれます
URL : <https://www.city.otaru.lg.jp>